(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改正する。
(注)下線を付した部分が改正部分である

改	正	後	改	正	前
出書)			(6 異動届出書)		
異動原	虽 出 書 ※整3	理番号 产態器	異	動 届 出 書	※整理番号
提出法人	(フリガナ)			- フリガナ) (フリガナ)	※進帯リループ整理番号
	法人等の名称			提出法人 	
	ち (フリガナ)		j	自連連連連 大結結結結	
人法法法法	本店又は主たる		平成 年 月 日	長親親学学 (フリガナ) 【 、法法法法】 「	
平成 年 月 日 単純器子法人となる法人	事務所の所在地	電話() —		連連連結 連連結 主規規規 大人となる 大人となる 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ)	電話 () —
人				る る (フリガナ)	
	納税地		税務署長殿	納税地	T
次の事項について異動したので届	(フリガナ)	a		(フリガナ)	
け出ます。	代表者氏名 (フリガナ)	•	次の事項について異動したので届け出ます。	代表者氏名	(1)
	一			(フリガナ)	=
(-2 11 12 1 1)	11 公日 11 17 1			代表者住所	I
異動のあった法人□ a 接所の所在地) a ま で は ま で は ま で は ま で ま で ま で ま で ま で ま		整理番号	異□異□(フリガナ)□		整理番号
ただされている。 ただでは、 ただでは、 ただが、 ただが、 ただが、 ただが、 たが、 たが、 たが、 たが、 たが、 たが、 たが、 たが、 たが、 た	(局署)※	部 門	動連続の結合の		
あたりのは主たる	税	1	異動のあった 異動のあった 最出法人 を持続法人 を持続法人 を持続法人 を持続法人 を持続される。 を持続される。 は、本店又は主たる。	〒 (局	署) ※ 部 門 税
っ □ た □ の 連 法 連 場 た 結 人 結 兌 (フリガナ)	電話() —		Λ Γ Λ ±xx=cσ=cz=uh	電話() — —	務 決 算 期
事務所の所在地) 事務所の所在地) 事務所の所在地) 「フリガナ) 代表者氏名 「法人に最者氏名 「大法人となる法人となる法人となる法人となる法人	理	業種番号	た 連 公 連 谷 (フリガナ) 上		
へとなる 〒 〒		整理簿	法に答案を表する		理
会		回 付 先 □ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課	事務所の所在地 場合は記載不要 は表表人となる法人 た 係 る た 代表者住所	Ŧ	口 朔盟 一 乙盟
異動事項等 異 動 前	異動	異動年月日	·		
R W T R T R W DI	77 30	(登記年月日)	異動事項等 異	動前	異動年月日 (登記年月日)
<u> </u>	名務署	税務署			
給与支払事務所等の移転の 納税地を変更した場合 ※ 「有」及び「無(名称		「等変更有) □ 無 (名称等変更無) 事務所等の開設・移転・廃止届出書 を	所轄税務署	税 務 署	税務署
提出してください。			事業年度を変更した場合変更後最初の事		日 ~ (至)平成 年 月 日 □ 分割型分割 : □ 適 格 □ その他
事業年度を変更した場合 変更後最初の事業年度:(自	□ 八割用	〜 (至)平成 年 月 日 分割 : □ 適 格 □ その他	合併、分割の場合 合 併 □ 適 (備 考)		□ 分社型分割 : □ 適 格 □ その他
合併、分割の場合 合併 □ 適格合併 □ (備 考)		分割 : □ 適 格 □ その他	UHI 457		
税理士署名押印		1 規	税理士署名押印		•
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		³		決算業種	

改 正 後

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人(国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。)が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金 額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の 解散(信託の終了)・清算結了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
- (注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません(「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。)。
- 2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- (1) 納税地の異動があった場合(提出法人:納税地を異動した法人)

異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

- (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合(提出法人:連結親法人)
- ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
- ② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
- ③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
- (注) 上記①~③の全てに提出していただくことになります。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合(提出法人:異動のあった法人)

異動のあった法人の納税地(連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長

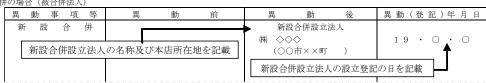
- 3 各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
- (2) 「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地(本店又は主たる事務所の所在地)」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- ① 提出法人が連結親法人(又は連結親法人となる法人)の場合は、異動のあった連結子法人(又は連結子法人となる法人)の□にレ印を付してください。
- ② 提出法人が連結子法人(又は連結子法人となる法人)の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人(又は連結親法人となる法人)の□にレ印を付してください。
- (3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。
- イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合



ロ 吸収合併の場合(被合併法人)



- (注)連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
- ハ 新設合併の場合(被合併法人)



- (注)1 新設分割型分割についても「異動年月日」欄には、新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
- 2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの口にレ印を付してください。
- (4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
 - (注)法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。
- (5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
- (6) 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務書等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。

給与支払事務所等の名称等に変更があった場合には、「無(名称等変更有)」にレ印を付してください。

- また、「有」及び「無(名称等変更有)」の場合は、「給与支払事務書等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。
- (7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出 する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

IF.

前

- 1 この届出書は、法人(国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。)が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散(信託の終了)・清算結了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
- (注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません (「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。)。
- 2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- (1) 納税地の異動があった場合(提出法人:納税地を異動した法人)

改

異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

- (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合(提出法人:連結親法人)
- ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
- ② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
- ③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
- (注)上記①~③すべてに提出していただくことになります。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合(提出法人:異動のあった法人) 異動のあった法人の納税地(連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長
- 美سのめつに法人の納税地(連結す法人の場合は、本店又は主たる事務 3 条欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏 名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、
- その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
- (2) 「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地(本店又は主たる事務所の所在地)」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- ① 提出法人が連結親法人(又は連結親法人となる法人)の場合は、異動のあった連結子法人(又は連結子法人となる法人)の口にレ印を付してくださ
- ② 提出法人が連結子法人(又は連結子法人となる法人)の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人(又は連結親法人となる法人)の□にレ印を付してください。
- (3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。
- イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合



ロ 吸収合併の場合(被合併法人)



- (注)連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載 した書類」を提出してください。
- ハ 新設合併の場合(被合併法人)



- (注)1 新設分割型分割についても「異動年月日」欄には、新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
- 2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。
- (4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
 - (注)法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。
- (5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
 - (追 加)
- (6) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- -4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(18 更正の請求書(単体申告用))	(18 更正の請求書(単体申告用))
更正の請求書 (単体申告用) ※整理番号 (フリガナ) 法人名等 ※ 納税地 電話() -	更正の請求書 (単体申告用) (フリガナ) 法人名等
平成 年 月 日 (フリガナ) 代表者氏名 ① 代表者住所 T 一株表者住所 事業種目	(フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 税務署長殿
国限通則法第23条	事業権 日 東東 日 東東 日 東東 日 東東 日 東東 日 日
東正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日 添付書類 東行 本店・支店 銀行 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 出張 所	東正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日 添付書類 平成 年 月 日 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本所・支店 出 張 所 本所・支所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 野便局名等 1 銀行等の強力での受け取りを希望する場合 財金口座番号 1 銀行等の窓口での受け取りを希望する場合 財金口座番号 1 銀行等の窓口での受け取りを希望する場合 野便局名等 1 銀行の財金口座に振込みを希望する場合 財金口座番号 1 銀行の財金口座の記号番号 1 銀行の財金口座の記号番号 1 銀行の第一位を対象を発達する場合 1 銀行の財金口座番号 1 銀行の財金口座の記号番号 1 銀行の財金口座の記号を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を

		部 門*	法人番号*			部 門*	法人番号*
会社事業概況書(総括	表)	[GC GH H D D D D D D D D	事業年度 (至)	会社事業概況	書 (総括表)		事業年度
□外国法人全体の事業等 □ 国内にお	おいて行う事業等	法 人 名		□外国法人全体の事業	等 □ 国内において行う事		
① 事業の内容		氏名		① 事業の内容		氏 名 応 = ###	
		応 部・課 答 役職名				応答 答者 役職名	
		電話				電 話	の士相々
		② 上場している場合	の市場名			② 上場している場合	の印場名
		未上場の場合、株 式所有異動の有無(1	主又は株 有、2無)			未上場の場合、株式所有異動の有無(1	主又は株有、2無)
		③ 関与税理士				③ 関与税理士等	
		④ 加入組合等	役職名			④ 加入組合等	役職名
		⑤ 売上構成比 品名又は事業部等	金額(百万円) 構成割合			⑤ 売上構成比 品名又は事業部等	金額(百万円) 構成割合
⑥ 子会社及び支店等数子会社国内	海外			⑥ 子会社及び支店等数 子会社	国内海外		
支店等 工場 店舗 営業所	その他海外	そ の 他 合 計	0	支店等 工場 店舗	舗 営業所 その他	海外 そ の 他 合 計	0
⑦ 当期の業績の概要(単位:百万円)		н р	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	⑦ 当期の業績の概要(単位	:百万円)		
科目 売上高 売上原	京価 売上総利益	益 営業利益 経常利益	当期利益 所得金額	科目 区分	売上原価 売	上総利益 営業利益 経常利益	当期利益 所得金額
当 期				当期前期			
前年対比				前年対比			
※前期と比較して著しい変化がある場合は、そ	の主な理由を簡記し	、てください。 -		※前期と比較して著しい変化	がある場合は、その主な理由を	を簡記してください。	
⑧ 主要役員の状況	tz (1)	1 35 1-14 W. 1 - 14 V	⑨従業員数	⑧ 主要役員の状況	3几百姓 友 山	公开在日 武士抚继(不持)	9従業員数
氏 名 役職 代表取		所有株数(千株)	8	氏 名	役職名	在年月 所有株数(千株)	
			λ				λ
				⑩ 消費税関係			

(21 会社事業概況書)

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則(以下「法規」といいます。)第35条第4号、第37条の12第5号、第37 条の17第4号、第61条第1項及び第61条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査 査察部等の所掌事務の範囲を定める省令(昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号)に規定する調査課所管法人の場合 に使用してください。

なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点に ついて記載してください。

当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」及び「海外取引等の概要」について 次により記載します。

1 【総括表】

(1)法人が、法人税法(以下「法」といいます。)第2条第4号に規定する外国法人の場合には、「外国法人全体の事業 等」及び「国内において行う事業等」それぞれについて記載が必要となります。このため、「□ 外国法人全体の事 業等」及び「□ 国内において行う事業等」のいずれかの□にレ印を付して記載してください。

なお、法人が、法第2条第3号に規定する内国法人の場合には、法人が行う事業等について記載してください。 (「□ 外国法人全体の事業等」及び「□ 国内において行う事業等」のいずれかの□にレ印を付す必要はありませ (λ_{α})

(2)「① 事業の内容」欄は、営む事業の内容を記載してください。

改

- (3)「② 上場している場合の市場名」欄は、法人が上場している場合の市場名を記載してください。また、「未上場 の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)」欄は、法人が未上場の場合で、添付する確定申告書等の事業 年度期間内に株主又は株式所有異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください
- (4)「③ 関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名を記載してください。
- (5)「④ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
- (6)「⑤ 売上構成比」の「品名又は事業部等」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間内 において売上高の多い順に記載してください。「合計」欄は、「⑦ 当期の業績の概要」の「当期 売上高」欄に合致 します。

※「当期」とは、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間をいいます。(以下同じです。)

(7)「⑥ 子会社及び支店等数」の「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合(以下、「出資 割合等」といいます。)が50%超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数 を記載してください。

「支店等数」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所(支店を含む)」、「その他(出張所、駐在員事務所 倉庫等)」について、それぞれの欄に分けてその総数を記載し、支店等(支店等とは、「工場、店舗、営業所、支店、 出張所、駐在員事務所、倉庫等」をいいます。以下同じです。)の所在地が海外の場合にはその総数を「海外」欄に 記載してください。

- (8)「⑦ 当期の業績の概要」欄は、前期(当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間をいいま す。) と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。
- (9) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください (10)「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員数に含めてくだ
- (11) 「⑩ 消費税関係」欄は、消費税の経理処理の方法について、税込みの場合は「1」を、税抜きの場合は「2」を 各項目の欄に記載してください。

なお、「外国法人全体の事業等」について記載する場合には、「⑩ 消費税関係」欄については記載する必要はあ りません。

2 【子会社の状況】

(1)直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。

ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子 会社については、省略しても構いません。

- (2) 当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いま せん。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。
- (3)「資本金」の欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国 子会社の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- (4)「事業種目」の欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。
- (5)「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。

(例) A 社 ↓ 80%出資 B 社 ↓ 70%出資 C 社

 $80\% \times 70\% = 56\%$

この場合、A社のC社に対する出資割合等は、

間接出資 56%となります。

3 【コンピュータ処理の概要】

(1)「① システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。 「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「()」に記載してください。

(21 会社事業概況書)

会社事業概況書の記載要領等

正

前

この会社事業概況書は、法人税法施行規則(以下「法規」といいます。)第35条第4号、第37条の12第5号、第37 条の17 第4号、第61条第1項及び第61条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査 査察部等の所掌事務の範囲を定める省令(昭和二十四年六月一日大蔵省令第四十九号)に規定する調査課所管法人の場合 に使用してください。

なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点に ついて記載してください。

当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」及び「海外取引等の概要」について 次により記載します。

1 【総括表】

(1)法人が、法人税法(以下「法」といいます。) 第2条第4号に規定する外国法人の場合には、「外国法人全体の事業 等」及び「国内において行う事業等」それぞれについて記載が必要となります。このため、「□ 外国法人全体の事 業等」及び「□ 国内において行う事業等」のいずれかの□にレ印を付して記載してください。

なお、法人が、法第2条第3号に規定する内国法人の場合には、法人が行う事業等について記載してください。

- (「□ 外国法人全体の事業等」及び「□ 国内において行う事業等」のいずれかの□にレ印を付す必要はありませ ん。)
- (2)「① 事業の内容」欄は、営む事業の内容を記載してください。
- (3)「② 上場している場合の市場名」欄は、法人が上場している場合の市場名を記載してください。また、「未上場 の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)」欄は、法人が未上場の場合で、添付する確定申告書等の事業 年度期間内に株主又は株式所有異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください
- (4)「③ 関与税理士等」欄は、税理士、公認会計士等の氏名を記載してください。
- (5)「④ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
- (6) 「⑤ 売上構成比」の「品名又は事業部等」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間内 において売上高の多い順に記載してください。「合計」欄は、「⑦ 当期の業績の概要」の「当期 売上高」欄に合致 します。

※「当期」とは、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間をいいます。(以下同じです。)

(7)「⑥ 子会社及び支店等数」の「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合(以下、「出資 割合等」といいます。)が 50%超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数 を記載してください。

「支店等数」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所(支店を含む)」、「その他(出張所、駐在員事務所 倉庫等)」について、それぞれの欄に分けてその総数を記載し、支店等(支店等とは、「工場、店舗、営業所、支店、 出張所、駐在員事務所、倉庫等」をいいます。以下同じです。)の所在地が海外の場合にはその総数を「海外」欄に 記載してください。

- (8)「⑦ 当期の業績の概要」欄は、前期(当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間をいいま す。)と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。
- (9)「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください
- (10)「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員数に含めてくだ さい。
- (11)「⑩ 消費税関係」欄は、消費税の経理処理の方法について、税込みの場合は「1」を、税抜きの場合は「2」を 各項目の欄に記載してください。

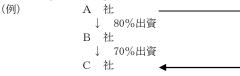
なお、「外国法人全体の事業等」について記載する場合には、「⑩ 消費税関係」欄については記載する必要はあ りません。

2 【子会社の状況】

(1)直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。

ただし、法人が別表十七(三)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子 会社については、省略しても構いません。

- (2) 当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いま せん。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。
- (3)「資本金」の欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国 子会社の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- (4)「事業種目」の欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。
- (5)「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。



 $80\% \times 70\% = 56\%$

この場合、A社のC社に対する出資割合等は、 間接出資56%となります。

3 【コンピュータ処理の概要】

(1)「① システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。

「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「()」に記載してください。

(21 会社事業概況書)

- (2)「② システムにおける機器の構成状況」欄は、次により記載してください。
- イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
- ロ「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- (3)「③ 適用業務」欄は、次により記載してください。
- イ 「システムの導入(コンピュータの利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
- 適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は()内に記載してください。
- ロ 「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
- ハ 「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
- (4)「④ システム関連部門(委託会社)の状況」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。
- ロ 「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている 場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及 び所在地を記載してください。
- (5)「⑤ ネットワークの接続先件数」欄は、法人が利用している LAN や WAN などに接続している親会社、子会社、支店、営業所等の数を接続先の所在地により国内及び海外に分けて記載してください。
- (6)「⑥ 電子メールの取扱規定」、「⑬ EUC」及び「⑭ EDI取引」の各欄は、該当番号を記載してください。
- (7)「⑦ 電子メールデータの保存期間」及び「⑩ 電子決裁データの保存期間」欄には、それぞれの項目について「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
- (8)「⑧ 電子メールの利用業務」、「⑨ 電子決済の利用業務」及び「⑩ 電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載のうえ、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他 ()」に簡記してください。
- (9)「⑫ ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載のうえ、主要商品名を記載してください。
- (10)用語の意味
 - イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」

企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムで す

ロ 「EUC (End User Computing)」

企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者(エンドユーザ)が、自らシステムの 構築や運用・管理に携わることです。

ハ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」

商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。

専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

【海外取引等の概要】

- (1)「① 外国子会社数等について」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「外国子会社のうち 100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が 100%の外国子会社の総数を記載してください。
 - ロ 「特定外国子会社数 (うち、100%子会社数)」欄は、租税特別措置法第66条の6第1項に規定する特定外国 子会社等に該当する子会社の総数とそのうち出資割合等が100%の子会社に該当する総数をそれぞれ記載してく ださい。
 - ハ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に は、その総数を記載してください。
- (2)「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載します。
- イ 「取引金額(億円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う 間接的な貿易については記載を要しません。
- ハ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2,3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
- ニ 「主な取引先国等」欄は、取引金額の多いところから3ヵ国程度記載してください。
- (3)「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載します。なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。
 - イ 「取引金額(百万円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- 口 「主な取引先、国名」欄は、取引先2,3社とそれぞれの国名を記載してください。
- (4)「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は、該当番号を記載し、「対象通貨」欄に該当通貨を記載してください。
- (5)「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。

5 【その他】

「*」欄は、記載しないでください。

(21 会社事業概況書)

- (2)「② システムにおける機器の構成状況」欄は、次により記載してください。
- イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
- ロ「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- (3)「③ 適用業務」欄は、次により記載してください。
- イ 「システムの導入(コンピュータの利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。

IF.

前

- 適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は()内に記載してください。
- ロ 「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。
- ハ「データ保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
- (4)「④ システム関連部門(委託会社)の状況」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。
- ロ 「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている 場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及 び所在地を記載してください。
- (5)「⑤ ネットワークの接続先件数」欄は、法人が利用している LAN や WAN などに接続している親会社、子会社、支店、営業所等の数を接続先の所在地により国内及び海外に分けて記載してください。
- (6)「⑥ 電子メールの取扱規定」、「③ EUC」及び「④ EDI取引」の各欄は、該当番号を記載してください。
- (7)「⑦ 電子メールデータの保存期間」及び「⑪ 電子決裁データの保存期間」欄には、それぞれの項目について「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。
- (8)「⑧ 電子メールの利用業務」、「⑨ 電子決済の利用業務」及び「⑩ 電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載のうえ、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他 ()」に簡記してください。
- (9)「⑫ ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載のうえ、主要商品名を記載してください。
- (10)用語の意味

イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」

企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。

ロ 「EUC (End User Computing)」

企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者(エンドユーザ)が、自らシステムの 構築や運用・管理に携わることです。

ハ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」

商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。

専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

4 【海外取引等の概要】

- (1)「① 外国子会社数等について」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「外国子会社のうち 100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が 100%の外国子会社の総数を記載してください。
- ロ 「特定外国子会社数 (うち、100%子会社数)」欄は、租税特別措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数とそのうち出資割合等が100%の子会社に該当する総数をそれぞれ記載してください。
- ハ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に は、その総数を記載してください。
- (2)「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載します。
- イ 「取引金額 (億円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
- ハ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2,3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
- ニ 「主な取引先国等」欄は、取引金額の多いところから3ヵ国程度記載してください。
- (3)「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載します。なお、法人が別表十七(三)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。
 - イ 「取引金額(百万円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「主な取引先、国名」欄は、取引先2,3社とそれぞれの国名を記載してください。
- (4)「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は、該当番号を記載し、「対象通貨」欄に該当通貨を記載してください。
- (5)「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。

5 【その他】

「*」欄は、記載しないでください。

改	正	後	改	正	前
(39 青色申告の承認申請書)			(39 青色申告の承認申請書)		
青色申告	の承認申請書	※整理番号	6 ^{88受} 物 青色 申	『告の承認申請書	※整理番号
	(フリガナ)			(フリガナ)	
	法人名等			法 人 名 等	
	納 税 地	電話() —		納 税 地	電話()
平成 年 月 日	(フリガナ)		平成 年 月 日	(フリガナ)	PLATE /
	代表者氏名	(1)		代表者氏名	
	代表者住所	Ŧ		代表者住所	Ŧ
	事業種 目	業		事業種目	
税務署長殿	資本金又は 出資金額	円	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	資本金又は 出資金額	
自平成 年 月 日 事業年度か 至平成 年 月 日	ら法人税の申告書を青色申告に 記	こよって提出したいので申請します。	自平成 年 月 日 事業 至平成 年 月 日	業年度から法人税の申告書を青色申告に. 記	よって提出したいので申請しる
1 この申請書が次に該当するときには、	され、又は青色申告書による申	に該当の年月日を記載してください。 告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に 知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した 平成 年 月 日	□ 青色申告書の提出の承認を	には、それぞれ□にレ印を付すとともに 取り消され、又は青色申告書による申告 を申請する場合には、その取消しの通知	5書の提出をやめる旨の届出書
普通法人又は協同組合等にあってはる	その設立の日、内国法人である 詳(収益事業を行っていないもの	立第一期等に該当する場合には、内国法人である 公益法人等又は人格のない社団等にあっては新た のに限ります。)に該当していた普通法人又は協同 った日 平成 年 月 日	に収益事業を開始した日、公	最初に提出しようとする事業年度が設立 ってはその設立の日、内国法人である公 益法人等(収益事業を行っていないもの 込又は協同組合等に該当することとなっ)に限ります。) に該当していた

平成 年 月 日

平成 年 月 日

記帳の

時 期

左の帳簿

の形態

	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
No.	納 税 地	Ŧ	
平成 年 月 日	(フリガナ)	電話() –
			0
	代表者氏名		(i)
	代表者住所	T	
	事 業 種 目		業
税務署長殿	資本金又は 出資金額		円
自平成 年 月 日	山貝並恢		
	法人税の申告書を青色申告	によって提出したいので	で申請します。
至平成 年 月 日	記		
1 - の中空事ながん)マキカル・キャル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·) zまなどの欠日日よう7#	1 ーノボナハ
1 この申請書が次に該当するときには、それ□ 青色申告書の提出の承認を取り消され			
再び青色申告書の提出の承認を申請する 日			やめの届出書を提出した
F			平成 年 月 日
□ この申請後、青色申告書を最初に提出			
普通法人又は協同組合等にあってはその に収益事業を開始した日、公益法人等(
に収益事業を開始したり、公益伝入等 組合等にあっては当該普通法人又は協同			平成 年 月 日
□ この申請後、青色申告書を最初に提出	しようとする事業年度が通	三結納税から離脱した(通	三結親法人による連結完全
支配関係を有しなくなった)日を含む事			平成 年 月 日
□ 連結法人である内国法人が自己を分害	法人とする分割型分割を行	fった場合には、分割型	
□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2 結納税義務者)の承認を取り消された場		納税の承認の取消し) の	D規定により第4条の2(平成 年 月 日
□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2	項各号の規定により第4条	この2の承認を取り消さ	
日			平成 年 月 日
2 参考事項			
(1) 帳簿組織の状況	37 HF 0		
伝票又は帳簿名 左の帳簿 の形態	記帳の日伝票3		この帳簿記帳の形態時期
2) JD 35K	791		7)7 29 111 791 791
(2) 特別な記帳方法の採用の有無 イ 伝票会計採用 ロ 電子計算機利用			
	の間と広へ		
(3) 税理士が関与している場合におけるそ	ル 対 サ 医 合		
免理 士署名押印 │			(P)
税 理 士 署 名 押 印			(1)

税理士	署名	名 押	印								•	D	規 格
※税務署 処理欄	部門		決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年	月	日	確認 印		A 4
24. 06 改正	Ξ									()	法130	01)	

□ この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した (連結親法人による連結完全

□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合には、取り消された日 平成 年 月 日

□ 内国法人が、法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合は、取り消された 日 平成 年 月 日

伝票又は帳簿名

支配関係を有しなくなった)日を含む事業年度である場合には、その離脱した日

左の帳簿

の形態

2 参考事項(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名

(2) 特別な記帳方法の採用の有無 イ 伝票会計採用 ロ 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

□ 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日

記帳の

期

時

 ※税務署
 部門
 決算
 業種

 処理欄
 期
 番号

 入力
 備考
 通信日付印
 年月日
 確認

 印

20. 06 改正 (法1301)

(39 青色申告の承認申請書)

青色申告の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。(旧法121①三、平22改正法附則10②)
- 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄 税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
 - なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (注)外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
- (5) 連結法人である内国法人が平成22年9月30日以前に自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
- (6) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))の前日
- (7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))とのうちいずれか早い日の前日
- (8) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))とのうちいずれか早い日の前日
- (9) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。
- (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
- (2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
- (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請

連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日まで に改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

(2) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する 法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(39 青色申告の承認申請書)

青色申告の承認申請書の記載要領等

TE.

前

- 1 この申請書は、法人税法第2条第 16 号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。(旧法 121①三、平 22 改正法附則 10②)
- 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄 税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
 - なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。
- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (注)外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
- (5) 連結法人である内国法人が平成22年9月30日以前に自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
- (6) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))の前日
- (7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合における その取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日 から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
- (8) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合における その取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合におけ る当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から 2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
- (9) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。
- (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
- (2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を で囲んで表示してください。
- (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押 印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請

連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日まで に改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

(2) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する 法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

る 事項の	関する帳簿の記 省略承認申請	書	売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書	※整理番号
		※ 蓮井介ルーブ豊良番号		※養給グループ意理番号
	提出法人 (フリガナ)		提出法人 (フリガナ)	
No. of the second secon	□□ 法 人 名 領 単 連	}	単連 〒	
平成 年 月 日	体結 納 税 地		平成 年 月 日 本 結 納 税 地 法 親 (フリガナ)	電話() —
	(フリガナ) 人法 代表者氏名	, i	人法 代表者氏名	•
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7		
7¥ 7k ⊞ ⊑ □11.	代表者住所	ř	税務署長殿 代表者住所	
税務署長殿	事業種目	業	事業種目	業
連 (フリガナ)			連 寅 (フリガナ)	※ 整理番号
法人名等			連領法人名等	税部門
連 (ラリガナ) 請請の対象が 法 人 名 等 結準 本店又は主たる 事務所の所在地	(局	署) 務 決 算 期	おが 連 本店又は主たる に に に に に に に に に に に に に	務
子	話 () —		子法	型 業種番号
* T			🧸 代表者氏名	理
代表者氏名 代表者住所 代表者住所			法合に ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	整理簿
事業種目		₩ □ 4 4 □ 親署 ⇒ 子署	事業種目業	回 付 先 □ 親署 → 子署 □ 子署 → 調査
	-> VI. 1. 00 PD A 1. 00 VI. 1. 17			□ 丁有 → 网组
		法施行規則別表 <u>20</u> の(11)の記載事項欄のただ	し書きの規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載	
(帳簿書類の記載事項を省略しようと	する内容)		(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)	
			税理士署名押印	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

改

正

前

改

正

後

(43 売上に関する帳簿の記載事項等の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載 事項等について法人税法施行規則別表 20 の (11) の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の 現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業 年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地(連結子法人に 係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長に1通(調査課所 管法人にあっては2通)提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (注)外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
- (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する 旨を記載してください。
- (2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税 に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄に は、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (43 売上に関する帳簿の記載事項等の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載 事項等について法人税法施行規則別表 <u>21</u>の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の 現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業 年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地(連結子法人に 係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長に1通(調査課所 管法人にあっては2通)提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (注)外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
- (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。
- (2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

	改		正	後			改	正	
 資産の償却	の方法等に	関する経	過措置の適用を受	ける旨の届出書)	(6:	3 減価償却資産	の償却の方法等に関	する経過措置の適用を受	ける旨の届出書
会就署受付付	減価償却 経過措置		却の方法等に関する ・受ける旨の届出書	※整理番号 ※離州ー/瓊鱕号]	(新 設)			
	112311	提出法人	(フリガナ)		- -				
平成年月	日日	単連体結法親	納税地	電話() —					
		人法人		(9)					
	税務署長属	L Z	代表者住所]				
			事業種目	業					
(フリガナ) _{車 (} 法 人 名				※ 整理番号					
エ 届	Ŧ		(局 署)	税 務					
語 条 本店又は主だ 連 事務所の所名 子法	こる E地	電話() –	署					
子(フリガナ)				理業種番号					
大 に限り記載 代表者住所				整理簿					
事業種目	1		業	回 付 先 □ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課					
				正する政令(平成 23 年政令第 379 号) この適用を受けたいので届け出ます。					
改 正 事 平成24年4月1日前に 同日以後に終了する	に開始し、かつ、	1	自平成年月日	至平成年月日					
適用を受けよ最初の(連結		2 🗆	改正事業年度	口 平成 24年4月1日以後最初に開始する(連結)事業年度 自 平成 年 月 日至 平成 年 月 日					
参考となる	べき事項	3							
税理士署名	押印			(9)	規格				
	油.皙	業種	敕邢	通信上左口口確認	7 ^A				
※税務署 処理欄 部門1.06	決算 期	業種番号	整理 備考	通信 年月日 確認 印	4				

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を請ける旨の届出書)

減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置 の適用を受ける旨の届出書

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、その有する 減価償却資産(連結子法人が有する減価償却資産を含みます。)につきそのよるべき償却の方法とし て定率法を選定している場合(その償却の方法を届け出なかったことに基因して法人税法施行令第 53 条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととさ れている場合を含みます。)において、その減価償却資産(法人税法施行令第48条の2第1項第2号 ロ(2)に掲げる資産及びこの届出書に記載された本経過措置の適用を受けようとする最初の事業年度 又は連結事業年度において同条第5項第2号イに規定する調整前償却額が同項第1号に規定する償 却保証額に満たない資産を除きます。)について、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成23年 政令第379号。以下「改正法令」といいます。)附則第3条第3項(減価償却資産の償却の方法等に 関する経過措置)の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 なお、この届出書は平成24年4月1日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限)までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「改正事業年度(平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する(連結)事業年度) 1」欄には、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度又は連結事業年度(以下「改正事業年度」といいます。)を記載してください。

なお、改正事業年度に該当する事業年度がない場合 (例:平成24年3月31日終了事業年度の 法人である場合)には、記載する必要はありません。

- (4) 「適用を受けようとする最初の(連結)事業年度2」欄には、改正法令附則第3条第3項の規定 の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度の該当する□にレ印を付します。その 適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度が「平成24年4月1日以後最初に開始す る事業年度又は連結事業年度」である場合には□にレ印を付すとともに、その適用を受けようと する最初の事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (注) 改正事業年度を記載した法人が改正事業年度の翌事業年度から本経過措置の適用を受ける場合又は改正事業年度に該当する事業年度がない法人(例:平成24年3月31日終了事業年度の法人)が本経過措置の適用を受ける場合には、「平成24年4月1日以後最初に開始する(連結)事業年度」欄の□にレ印を付してその事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を請ける旨の届出書)

(新 設)

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

納税地		
法人名等		
代氏 表 者名	i i	設

法第 -

平成 年 月 日

国税局長 財務事務官

 \bigcirc

耐用年数の短縮の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した<u>未経過使用可能期間(</u>耐用年数<u>)</u>による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用することができます。

記

申請	青の対象が連結	子法人の	場合		対象	対象法人名等						
	申請	に係	る	減	価	償	却	資	産	承認・	承認した	承認した
番号	種類(設備 の種類を 含む)	構 又 用	造は途	ń	細	目	数	量	帳簿価額 (千円)	却下の区分	使用可能期間 (年)	未経過使用可能期間 <u>(耐用年数)</u> <u>(年)</u>

(付記事項)

この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

(75 耐用年数の短縮の承認通知書)

納税地		
法人名等		
代氏 表 者名	殿	•

法第 号

平成 年 月 日

国税局長財務事務官

(EII)

耐用年数の短縮の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資 産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以 後の各(連結)事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合							対象法人名等						
	申	請	に	係	る	減	価	償	却	資	産	承認・	承認した
番号	種類(種類を	設備の 含む)	構	造又り	は用る	AIVI	細	目		数 量	帳簿価額 (千円)	却下の 区 分	<u>耐用年数</u> (年)

(付記事項)

この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所 轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A 4

24. 06 改正

20. 06 改正

前

(78 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

納税地		
法人名等		
代氏 表 者名	殿	

号 法第

平成 年 月 日

国税局長 財務事務官

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第 57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記の とおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数<u>又は未経過使用可能期間</u>による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消	íし(変更)の	対象が記	連結子	法人	の場	合	4	対象	法人	名等						
		取	消	l	(変	更)	の	対	象					
番号	種類 (設備の種類を含む)	構 造 又 途	【は用 ŝ	細	目	:	数量	Ł		長簿価 (千円		承認し た耐用 年数 (年)	承認し た未経 過使用 可能期 間(年)	取消し 後の耐 用年数 (年)	変更後 の使用 可能期 間(年)	変更後 の 過使用 可能期 間(年)
取消	し(変更)の	多因基の	なっ	た事	±										I.	I.

この通知に係る処分は、

24. 06 改正

国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(77 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

		_
納税地		
法人名等		
代氏 表 者名	殿	

法第

平成 年 月 日

国税局長 財務事務官

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

T.

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第 57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記の とおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事 業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消	肖し(変更)の対象	泉が連結子法人の)場合	対象法人名	名等		
	耳	な消し (変更) の 🕏	象		- 田当し(亦 再)後の
番号	種類(設備の 種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額 (千円)	承認した 耐用年数 (年)	<u>取消し(変更)後の</u> 耐用年数 <u>(年)</u>
取消	もし(変更)の基因	因となった事由					

この通知に係る処分は、

国税局の職員の調査に基づいて行いました。

	改	正	後	改正前
3 ß	腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書	3)		(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)
	.)			陳腐化資産の償却限度額 ※ _{整理番号}
	.)			の特例の承認申請書
				提出法人(フリガナ)
				□□ 法 人 名 等 単連 =
				体結 納 税 地
				人法人人表者氏名
				代表者住所
				この申請に応答
				する係及び氏名 電話() ー 事業種目 業
				連 (フリガナ)
				が対している。
				「
				子点(フルボム)
				(フリガラ)
				12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15
				人 事業種目
				**
				承認を受けようとする使用可能期間の明細
				種 類 1
				構造又は用途2
				細
				名 称 4 所 在 す る 場 所 5
				現に償却費の額の計算の
				基礎としている耐用年数 な認を受けようとする 7
				使用可能期間
				使用可能期間算定の基礎別
				陳腐化したことを証する書類別
				税 理 士 署 名 押 印
				※ 税 務 署 処 理 欄 部門 決算 期 業種 番号
				23. 12 改正 (法 1 3 1 8 - 1)

改 正 後 改 正 前 (83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書) (83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書) 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等 (廃 止) 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、 陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を平成23年6月改正前の法人税法施行令 (以下「法令」といいます。)第60条の2 (陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例) 又は法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用) の規定により行おうとする場合に使用してください。 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。 3 申請書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名 等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在 地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却 資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び 細目を記載してください。 (4) 「名称 4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却 資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の 名称を記載してください。 (5) 「所在する場所5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載 してください。 (6) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数 6 | 欄には、(3) の資産につき現 に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年 数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してくだ さい。 (7) 「承認を受けようとする使用可能期間7」欄には、(3)の資産を事業の用に供した時 から陳腐化が生じたため更新又は廃棄をすると見込まれる時までの期間(1年未満の 端数は切り捨てます。)を記載してください。 (8) 「陳腐化の事実」欄には、(3)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要 を記載してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、 その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙 に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とと もに、この申請書に添付してください。 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人 税確定申告書別表十六(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)中の3(3)の資産 に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資 料を添付してください。 6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託 について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申 請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託 の名称を併せて記載してください。

	改正	後		改	正		前		
(84	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)		(84 陳腐化資産の	償却限度額の特例の承	認通知書)				
							N. Ada		1
(廃	止)		l on				法第		
			納 税 地			-	平成年	月 日	
			法人						
			A 条 等						
			代氏 表						
			者名		殿	国 税	巳 邑		
						財務事務官			
								(1)	
				陳腐化資産	の償却限度額の	つ特例の承認通知	書		
			貴法	去人から平成 年 月 ほ	日付でされた陳腐化資	資産の償却限度額の特	例の承認申詞	請については、	
			その申	申請に係る資産の全部又は一部に	こついて下記のとおり	り承認したので通知し	ます。		
				忍した使用可能期間による償却啊		成 年 月 日	の属する (j	連結)事業年	
			度以俊 	後の各(連結)事業年度について	(週用 ぐさ よ り 。				
					記				
			申請の	の対象が連結子法人の場合	対象法人名等				
			来	申請に係る 重類(設備の種類 # 4 エスは田	減 価 償 却	転燃 圧燃	承認・対却下の対	承認した使用可能期間	
			号を	単類(放傭の僅類 構造又は用 と含む) 構造又は用	途 細 目	数量 (千円)	区分	(年)	
			(付記事	事項))承認を受けた減価償却資産につ	つき承認申請書に記載	************************************	ととかった場	場合け 凍	
			やかに	こ、その旨及びその事実と異なる蚤由して 国税局長に提出して	ることとなった事項の				
					·			I	
			7 0	の通知に係る処分は、	 国税局の職員	 の調査に基づいて	行いました	た。	
					H 20074 - 18474				規
									格 A
									<u>4</u>
			20. 06 改正	E					

改正後	
(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)	(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)
(廃 止)	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
	国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。
	(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
	の取消しを求めようとするとき。
	(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	ことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
化資産の償却限度額の特例の承認通知書)	(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)
	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書
	 1 使用目的 「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。 2 記載要領
	項目内容
	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
	申 請 の 対 象 が 対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
	付 記 事 項 「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
	調 査 担 当 者 「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
	「・・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。
	3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

ほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の

改 後	
(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)	(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)
(廃 止)	法第 号
	納 平成 年 月 日
	税 地
	法
	ス 名 等
	代氏
	表 者名
	国 税 局 長
	財務事務官
	陳腐化資産の償却限度額の特例の
	承認申請の却下通知書
	貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について
	は、旧法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、旧同条第3項
	及び旧同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。
	申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名等
	この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。
	現 Manual
	4
	23. 12 改正

改正後	改正前
(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)	(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)
(廃 止)	ファウナイギ について
	不服申立て等について
	【不服申立てについて】
	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に
	国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、
	国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます
	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
	れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た
	後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
	送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
	することができます。
	【取消しの訴えについて】
	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
	があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
	「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6月を経過したとき
	又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
	せん。
	○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
	が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
	ることができます。
	(1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
	当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消した状体とあります。
	の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
	(3) 異議中立 (についての状足又は番鱼請求についての裁状を縫ることにより生する 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
	者しい損害を避けるため緊急の必要があるとさ、その他その伏足又は殺伏を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

	改	正	後			Ī	改 正 前
陳腐化資産の償	却限度額の特例の承認	申請の却下通知書)		(85 陳腐化資	資産の償	却限度都	質の特例の承認申請の却下通知書)
止)						陳月	腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書
						下の通知をす	限度額の特例の承認申請の却下通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請につ する場合に使用する。
				[項	目	内容
					本	文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で 抹消する。
				対象が	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子治 人の法人名等を記入する。		
			調査	担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白億 所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。		
					教	示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には
				l			当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
				<u></u>	この通知 養)に規定す	-る一般信書 ち書留郵便/	徳事項 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項 (▶便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書 に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。
			法人税 基づき税	務署長等に同	你の併記 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律 申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名 信託の名称を併せて記載してください。		

	費の全類等の認定由語書	※整理番号	ab	**************************************	善費の金額等の認定申請書	※整理番号	
新署受付分	夏 7 亚 俄 4 7 2 吨 2 个 明 自	※遺物が一才整理省号		第 有文 付句		◇ 連結グループ整理番号	
	提出法人(フリガナ))	提出法人(フリガナ)		
					W >±		
" Salarana"				74	F E		
平成 年 月 日	注 组	電話() — —	平成	年 月 日	法 親 (フリガナ)	電話() — —	
	人 法	<u> </u>			人 法		•
	\ \^\ 	9			\ \^\ 		
	この申請に応答 する係及び氏名	電話() —			この申請に応答 する係及び氏名	電話() —	
	事業種 目	業			事業種目		業
	且						
税務署長殿	同上の承認を受けてとみなさ	「た日 年 月 日 れた日 年 月 日			又は受けたとみなさ	れた日年月	日
理 📦		※ 整理番号	連 🗐			※ 整理番号	
対		税部門	対	八 名 寺	(民 要)	一 税 部 門	
箱 葉 本店又は主たる	(局 署)	務	連	終記をかごを大けれ		注 管 期	
	括 () —	者		龍	話()	_ 者	
あ				表者氏名			
法意			NAME OF THE PARTY	表 考 住 所		敕 珊 繪	
育亡		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /				如果 →	 子署
事業種目	業 	回付先□子署→調査課				□ 付 元 □ 子署 →	調査課
1							
認定を	を受けようとする特別修繕費の金額 🗆			認定	を受けようとする特別修繕費の金額 		
資産の種類等 1		野 炉 、				・解 炉 、	おり
2の資産について最近において 3	年 月	目			年 月	FI	
3の特別修繕のために 4			3 の 特	別修繕のために			
認定を受け上うとする							
特別修繕費の金額			特別(修繕費の金額			
完了の日及びその日の翌日 6	年 月 :	月 月	完了のほ	日及びその日の翌日 6	年 月	月 月	
認定を受けようとする月数 7			認定を多	マけよりとする月数 7			
			稻 押 -	十 異 タ 畑 印			(ch

正 後 前

(97 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、特別修 繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合 に使用してください。(この申請は、青色申告法人に限ります。)
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。

改

- (1)「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3)「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字 を○で囲みます。
- (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。 ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
- (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日(熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。)を記載してください。
- (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
- (7) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。

ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日(熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。)としてください。

- (8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
- (1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似 資産((4)の資産)につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付 表1、2、3又は4により記載した書類
- なお、船舶以外の資産については平成24年4月1日前に開始した事業年度のみ申請が可能です。
- (2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (99 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、特別修 繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合 に使用してください。(この申請は、青色申告法人に限ります。)
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
- (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3)「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字 を○で囲みます。
- (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。 ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
- (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日(熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。)を記載してください。
- (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
- (7) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。

ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日(熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。)としてください。

- (8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
- (1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似 資産((4)の資産)につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付 表1、2、3又は4により記載した書類
- (2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ い。

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

納税地		
法人名等		
代氏 表 者名	殿	

法第

平成 年 月 日

税務署長 財務事務官

特別修繕費の金額等の変更通知書

修繕費の金額

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる

の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定 修繕費の金額) を変更します。 期 間 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、下記のとおり

変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更	の対象	が連	結子法	人の	場合	Ì	交	象法	人名	等												
					変	5	Ē	の	×	허	象		_	_	,,,			 _			_	de
区		分		資	産	Ø	種	類	又	は	名	称	変	更	後	0)	金	額	Х	は	月	釵
修糸	善費	の																				円
金		額																				
期		間																				月
変 面 (の其因	トか・	った事	由									-									

変更の基因となった事由

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

24. 06 改正

(105 特別修繕費の金額等の認定申請書)

納税地	
法人名等	
代氏 表 者名	殿

法第

平成 年 月 日

税務署長 財務事務官

特別修繕費の金額等の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる

の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定

修繕費の金額 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、下記のとおり ___ を変更します。

変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更	[の対象	が連	結子法	人の	場合	ŗ	交	象法	人名	等												
					変	5	Ē	の	文	र्ग	象			_							_	N/e/
区		分		資	産	の	種	類	又	は	名	称	変	更	後	の	金	額	又	は	月	数
修 着	繕 費	の額																				円
期	. # .	間																				月

変更の基因となった事由

この通知に係る処分は、

国税局の職員の調査に基づいて行いました。

20. 06 改正

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更 の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

■■■■	
項目	内
本文	「修繕費の金額 の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び 期 間」 貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。 また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「租税特別措置法施行令」の前に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第383号)による改正前の」を 挿入する。
変更の対象が	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法人の場合	人の法人名等を記入する。
変更後の金額	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月
又 は 月 数	数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て
期間	抹消する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (105 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更 の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項	目	內容
本	文	「修繕費の金額 の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び 期 間」 貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する (連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変更の	対象が	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法
連結子法	人の場合	人の法人名等を記入する。
変更後	の金額	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月
又は	月 数	数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を <u>すべ</u>
期	間	<u>て</u> 抹消する。
捆 木 +	11 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所
前 宜 1	出 ヨ 伯	には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
		「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の
教	示	納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
32	.1.	また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、
		当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

					記									
欠損事	坐 左	自	平成年	. 月 日	3	溫石	·所得事業	*年 庄	自	平成	年	月	日	
八 頂 爭	未 十 /	至	平成年	. 月 日	3	建作	カイチチョ	き十尺	至	平成	年	月	日	
	Þ	₹.		分		請	求	金	額	*	金		額	
欠損事業	欠	損	金	額	(1)									
年度の欠 損金額	同上の	うち還付所得事	業年度に繰り	戻す欠損金額	(2)									
還付所得	所	得	金	額	(3)									
事業年度 の所得金	既に	欠損金の繰り	戻しを行っ	った金額	(4)									
額	差引	所得金額	₹((3)-	- (4))	(5)									
	納付	トの確定	した法	人税額	(6)									
	仮装経理	理に基づく過大申	告の更正に伴う	控除法人税額	(7)									
	控	除	税	額	(8)									
還付所得	使 途	秘匿金額	に対す	る税額	(9)									
事業年度の法人税	課税	土地譲渡利	益金額に対	対する税額	(10)									
額	連結納税の承	は認を取消された場合等における	5既に控除された法人税額	の特別控除額の加算額	(11)									
	法人税	額((6)+(7)+	(8)-(9)-	(10) - (11))	(12)									
	既に欠	損金の繰戻しに。	より還付を受け	けた法人税額	(13)									
	差引	法人税額	((12)-	- (13))	(14)									
還 付	金額	((14)	× (2)/	(5))	(15)									
請求期	限	平成	よ 年	月 日	*	確気	官申告書	š提出	年月日	平成	年	月		日
還付を受け	ナよう		1金口座に振込 ま行	みを希望する場 本に	읆 店・支店			ちょ銀行 口座の記	「の貯金口屋 2号番号	型に振込み -	メを希望 -	する場	冶	

(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。

出 張 所

本所・支所

- イ 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
- ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事 宝の詳細

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合

郵便局名等

通信日付印

年 月 日

(2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を 提出する場合には、次の事項を記入してください。

イ 当初請求に係る還付金額

口 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日

金庫・組合

漁協・農協

__預金 口座番号__

番号

とする金融機関

ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日

期

	上 署	名排	甲印						•	格
										Α
◇ /43次型			油管	*** T.E.	由6-1H			アルデスフ		1

備考

24.06 改正 (法1342)

簿

	火預金の繰り	旲しによる遠付	活水書			
發展署受付 例	> 4324 —	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		★達結グループ整理番号		
$\overline{}$		(フリガナ)				
		法 人 名 等				
No.		納 税 地	〒	話()	_	
平成 年 月	日	(フリガナ)				
		代表者氏名				(1)
		代表者住所	Ŧ			
税	務署長殿	事業種目				業

欠損事	業年度	自 至	平成 平成	年年	月 月	日日		還付	所得事美		自至	平成 平成	年 年	月 月	日日	
	区			分	`			請	求	金	額	*	金		額	
欠損事業年度の欠	欠	損	(金		額	(1)									
損金額	同上のう	っ還付所得事	業年度に	繰り戻	す欠損	金額	(2)									
還付所得	所	得	í	金		額	(3)									
事業年度の所得金	既に欠る	損金の繰り	戻しを	行った	と金額	Į	(4)									
額	差引所	行得 金額	((3) —	(4))	(5)									
	納付の	り確定	した	法 人	税	頂	(6)									
	仮装経理に	基づく過大申	告の更正に	こ伴う控	除法人称	額	(7)									
	控	除	į	脱		額	(8)									
還付所得	使途私	匿金額	に対	する	税者	頁	(9)									
事業年度の法人税	課税土	地譲渡利	益金額	に対っ	する移	額	(10)									
額	<u>リー:</u>	ス特別	控除	取 戻	税	預_	(11)									
	法人税額((6)+(7)+	(8)-(9)-(10) — (11)))	(12)									
	既に欠損金	2の繰戻しに。	より還付る	を受けた	法人税	額	(13)									
	差引法	人 税 額	((12	2) —	(13))	(14)									
還 付	金額	((14)	× (2) /	(5))	(15)									
請求期		平成		月		Η		確定	官申告書			平成]
\m/1 > = .	, , , 1	銀行等の預	金口座に	振込みを	と希望す	る場合			2 ゆう	ちょ銀行	の貯金口	平に振込み	メを希望	する場	台	

(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。

本店・支店

出 張 所

本所・支所

イ 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細

ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事 実の詳細

貯金口座の記号番号 _

郵便局名等

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合

(2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を 提出する場合には、次の事項を記入してください。

イ 当初請求に係る還付金額

還付を受けよう

とする金融機関

等

平成 年 月 日 ロの当初請求書提出年月日

銀行

金庫・組合

漁協・農協

預金 口座番号_

ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日

税理士署名押印	(1)	大木

※税務署	拉田	決算	3	業種	整理	借去	活信日共和	左	п	п	確認	
処理欄	파)[]	期	耄	番号	簿	焩丐	通信日付印	+	Я	П	印	

23.06 改正 (法1342)

证 正 後

(104 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単 体 申 告 用)

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
- (1) 法人税法(以下「法」といいます。)第 80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- (注) 法第 80 条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成 26年3月 31日までの間に終了する各事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。
 - ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法第 66 条の 13)
 - イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの (当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii) 法人 税法第4条の7に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完 全支配関係がある法人に該当するものを除きます。) 又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法 に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。)
 - ロ 公益法人等又は協同組合等
 - ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非 営利活動法人、マンション建替組合
 - ニ 人格のない社団等
 - ② 平成22年10月1日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法66条の13、平22法律第六号改正法附則93)
 - ③ 租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成21年改正前の租税特別措置法施行令第39条の24第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成21年2月1日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額(平成21年改正前の租税特別措置法第66条の13)
- (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた 欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- イ 解 散 (適格合併による解散を除く。)
- ロ 事業の全部の譲渡
- ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
- = 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金 算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)
- ホ 再生手続開始の決定
- 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額の生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- (1) 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税 務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような 場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- (2) 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた目以後1年以内
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「※」欄は、記載しないでください。
- (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
- イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。
- ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
- (注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額 が限度となりますからご注意ください。
- (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に 記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所 得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。

 改
 正

 (106 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単体申告用)

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
- (1) 法人税法(以下「法」といいます。)第 80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

前

- ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法第 66 条の 13)
- イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの (当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii) 法人 税法第4条の7に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完 全支配関係がある法人に該当するものを除きます。) 又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法 に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。)
- ロ 公益法人等又は協同組合等
- ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非 営利活動法人、マンション建替組合
- ニ 人格のない社団等
- ② 平成22年10月1日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損 金額(租税特別措置法66条の13、平22法律第六号改正法附則93)
- ③ 租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成21年改正前の租税特別措置法施行令第39条の24第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成21年2月1日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額(平成21年改正前の租税特別措置法第66条の13)
- (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた 欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解 散 (適格合併による解散を除く。)
 - ロ 事業の全部の譲渡
- ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
- = 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金 算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)
- ホ 再生手続開始の決定
- 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額の生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- (1) 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税 務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような 場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- (2) 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「※」欄は、記載しないでください。
- (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
 - イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。
- ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
- (注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額 が限度となりますからご注意ください。
- (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
- イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に 記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所 得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。
- ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。

改 正 後 正 前

(104 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、 これに含まれないことになりますからご注意ください。

- 二 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2 (土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)」欄には、租税特別措置法第 42 条の 6 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、 $\left(\begin{array}{c} (2) \\ \hline (5) \end{array} \right)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(106 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、 これに含まれないことになりますからご注意ください。

- 二 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「<u>リース特別控除取戻税額(11)</u>」欄には、租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、 $\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(107 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法(以下「法」といいます。) 第135条第4項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
- (1) 更正手続開始の決定があったこと。
- (2) 再生手続開始の決定があったこと。
- (3) 特別清算開始の決定があったこと。
- (4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
- (5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項で定めるものがあったこと(($\underline{4}$)に掲げるものを除きます。).
- 2 この請求書は、法第135条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通(調査 課所管法人の場合は2通)提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が 2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定 通知書の「差引納付すべき又は減少(一印) する法人税額 20」欄の「差引減少(一印) する法人税額」を一(マイナス) 印を付さずに記載します。
- (4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額1」欄には、(3)の金額を記載します。
- ロ 「還付法人税額 2」欄には、法第 135 条第 2 項、第 3 項又は第 7 項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
- ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第 70 条又は第 81 条の 16 の規定により控除された金額を記載します。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(109 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法(以下「法」といいます。) 第135条第4項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
- (1) 更正手続開始の決定があったこと。
- (2) 再生手続開始の決定があったこと。

(追 加)

- (3) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
- (4) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の 2 第 1 項で定めるものがあったこと ((3)に掲げるものを除きます。)。
- 2 この請求書は、法第 135 条第 4 項に規定する事実が生じた日以後 1 年以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通 (調 査課所管法人の場合は 2 通) 提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者 氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額20」欄の「差引減少(一印)する法人税額」を一(マイナス)印を付さずに記載します。
- (4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄
- イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額1」欄には、(3)の金額を記載します。
- ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
- ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第 70 条又は第 81 条の 16 の規定により控除された金額を記載します。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29 号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

税	理	士	署	名	押	印						•
*	税	務	署	処	理	欄	部門	決算 期	業種 番号	整理	備考	

2<u>4</u>·06 改正

(111 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

改

		特定	災害!	防止準値	備金の計	·算方法を	※ 型	 整理番号		
	粉 着受付分					申請書	※連	吉グループ整理番号		
平月	成年月日	FI .	提法 □単体法人	法 人納	ガナ) 名 等 税 地 ガナ) 者 氏 名	電話()	_		(1)
			人	代表	者 住 所	₸				
	税務署長	: 殿		事 業	種 日					業
(申	(フリガナ)						*	整理番号		
前の対象が	法人名等		(局 署)				税	部門		
請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	本店又は主たる事務所の所在地	電	話()			務署	決算期		
人である	(フリガナ) 代表者氏名							業種番号		
場合に限	代表者住所	Ŧ						整理簿		
							欄	正红饼		
り記載)	事業種目					業	欄	回付先	□ 親署 □ 7署	→ 子署→ 調査課
	事業種目 寺定災害防止準備 施行令第32条の4第 施行令第39条の74第 世置法施行令第32条 世置法施行令第32条 世置法施行令第39条 世置法施行令第39条 世置法施行令第39条 世間法施行令第39条 世間法施行令第39条	<u>6項</u> 4項 の4第4 の4第4 の74第2 の74第2	<u>の規定</u> 項第1 項第2 項第1 項第1	室により 4 号に規定 号に規定 号に規定 号に規定	その計算方 ごする計算ス ごする計算ス ごする計算ス ごする計算ス	法 <u>(以下</u> 法を 方法から同項負 方法から同項負 方法から同項負	措置 第2号 第2号	回付先 法」とい に規定する	□ 子署 いいます います 計算方法 計算方法	→ 調査課 - 。)
□ 常 が □ □ 一 変 □ □ 変 □ □ 変 □ □ 変 □ □ 変	寺 定 災 害 防 止 準 値 施行令第32条の 4 第 施行令第39条の74第 世置法施行令第32条 計置法施行令第32条 更又は 世置法施行令第39条 世置法施行令第39条 世置法施行令第39条	6項 4項 の4第4 の4第4 の74第2 の74第2 とおり申	の規 類 第 第 第 第 第 第 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 5 4 5 5 5 5 5 5 5	室により 4 号に規定 号に規定 号に規定 号に規定	その計算方 Eする計算に Eする計算に Eする計算に	法 <u>(以下</u> 法を 方法から同項負 方法から同項負 方法から同項負	措置 第2号 第2号	回付先 法」とい に規定する	□ 子署 いいます います 計算方法 計算方法	→ 調査課 - 。)
□ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	寺定災害防止準備 施行令第32条の4第 施行令第39条の74第 措置法施行令第32条 措置法施行令第32条 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	6項 4項 の4第4 の4第4 の74第2 の74第9 とおり	の規 類 第 第 第 第 第 第 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 5 4 5 5 5 5 5 5 5	室により 4 号に規定 号に規定 号に規定 号に規定	その計算方 ごする計算ス ごする計算ス ごする計算ス ごする計算ス	法 <u>(以下</u> 法を 方法から同項負 方法から同項負 方法から同項負	措置 第2号 第2号	回付先 法」とい に規定する	□ 子署 いいます います 計算方法 計算方法	→ 調査課 - 。)
□ □	寺定災害防止準備 施行令第32条の4第 施行令第39条の74第 措置法施行令第32条 措置法施行令第32条 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	6項 4項 の4第4 の74第9 とする 事項)	の規 類 第 第 第 第 第 第 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 5 4 5 5 5 5 5 5 5	室により 4 号に規定 号に規定 号に規定 号に規定	その計算方 ごする計算ス ごする計算ス ごする計算ス ごする計算ス	法 <u>(以下</u> 法を 方法から同項負 方法から同項負 方法から同項負	措置 第2号 第2号	回付先 法」とい に規定する	□ 子署 いいます います 計算方法 計算方法	→ 調査課 - 。)

正

前

20.06 改正

正 後 前

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

改

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第114号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成23年12月旧措置法」といいます。)第55条の6第1項の規定の適用を受けた同条第1項の表の第1号に規定する法人(同項又は同条第9項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第383号)による改正前の租税特別措置法施行令(以下「平成23年12月旧措置法施行令」といいます。)第32条の4第4項各号(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は平成23年12月旧措置法第68条の45第1項の規定の適用を受けた同条第1項に規定する連結親法人又はその連結子法人で平成23年12月旧措置法第55条の6第1項の表の第1号の上欄に掲げるもの(平成23年12月旧措置法第68条の45第1項又は第8項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項各号(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者 氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する □にレ印を付してください。
- (4) 「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等 が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(111 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

特 定 災 害 防 止 準 備 金 の 計 算 方 法 を変更する場合の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第55条の6第1項の規定の適用を受けた同条第1項の表の第1号に規定する法人(同項又は同条第9項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した措置法施行令(第32条の4第4項各号(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は措置法第68条の45第1項の規定の適用を受けた同条第1項に規定する連結親法人又はその連結子法人で措置法第55条の6第1項の表の第1号の上欄に掲げるもの(措置法第68条の45第1項又は第8項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した措置法施行令第39条の74第2項各号(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する □にレ印を付してください。
- (4) 「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等 が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税 に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄に は、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改正前
(112 特別買戻損失の発生割合認定申請書)	(112 特別買戻損失の発生割合認定申請書)
(廃 止)	特別買戻損失の発生割合認定申請書 ※整理番号 ※離野ルプ運輸号
	提出 法人 法 人 名 等
	平成 年 月 日 単連 体結 法親 人法 (フリガナ) (スリガナ) (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語 (日本語
	税務署長殿 事業種 目 業
	連 _审 (フリガナ) ※ 整理番号 ※
	Tan
	法 「
	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	申請をする法人又 は製造業者等が販売する電子計算機 性 能 類似法人が販売 する電子計算機 性 能 認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細
	その他参考となるべき事項 税 理 士 署 名 押 印
	※税務署 部門 決算 業種 整理 備考 通信日付印 年月日 確認 処理欄 期 番号 簿 7 20. 06 改正

改 TE. 後 改 IE. 前 (112 特別買戻損失の発生割合認定申請書) (112 特別買戻損失の発生割合認定申請書) (廃 止) 特別買戻損失の発生割合認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、電子計算機の製造又は販売の事業を営む単体法人 (連結申告法人を除く法人をいい ます。) 又は連結親法人が、特別買戻損失の発生割合の認定を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度終了の日の1月前の日までに、租 税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第57条第3項に規定する特約に係る契約書の写し及び 措置法施行令第33条第5項に規定するその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び特約の内容 が類似する他の法人の契約書の写しを添付して、納税地の所轄税務署長に1通 (調査課所管法人にあ っては2通)提出してください。 3 各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、 「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者 氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。 (4) 「類似法人」の各欄 申請をする単体法人又は連結親法人とその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び措置法 施行令第33条第5項又は措置法施行令第39条の78第4項の特約の内容が類似する他の法人につ いてその名称、納税地(類似法人が連結子法人である場合には、当該類似法人の本店又は主たる事 務所の所在地)、代表者氏名及び直近の事業年度又は連結事業年度の措置法施行令第33条第2項又 は措置法施行令第39条の78第1項に規定する特別買戻損失の発生割合及びその計算の明細を記載 してください。 (5) 「申請をする法人又は製造業者等が販売する電子計算機の機種及び性能」及び「類似法人が販売 する電子計算機の機種及び性能」の各欄は、申請をする法人又は製造業者等及び類似法人が販売す る電子計算機の機種及びその具体的な性能を記載してください。 (6) 「認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細」欄は、認定を受け ようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等 が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税 に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄に は、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法(以下「法」といいます。)第53 条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。)を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください(法施行令第155条の6の規定を含む。)。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法313 323 427 445 457 477 487 495 506 527 535 令133の23 139の48	2 1 0 2 2 1 0 3 2 4 0 3 2 4 0 6 2 4 0 7 2 4 0 8 2 4 0 1 0 2 4 0 1 2 2 5 2 5 0 6 2 5 0 8 2 7 0 1 8 2 8 0 3	5505 8 680447 5506 00 680459 5507 8 680467 5705 03 6805504 5706 9 6805600 5708 00 6805800	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
※ 読み替え規定有り		6 8 0 6 1 9 5 6 (II) 6 8 0 4 8 (II)	2 2 \(\theta \) 6 0 \(\theta \) 2 2 \(\theta \) 6 0 \(\theta \) 2 1 \(\theta \) 7 2 2 \(\theta \) 4 9

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通) 提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者 氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
- (4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押 印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(130 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法(以下「法」といいます。)第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。)を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください(法施行令第155条の6の規定を含む。)。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③ 32③ 42⑦ 44⑤ 45⑦ 47⑦	2102 2103 2403 2406 2407 2408	5505 8 680447 5506 W 680459 5507 8 680467	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
48⑦ 49⑤ 50⑥ 52⑦ 53⑤ 令133の2③ 139の4⑧	24010 24012 25 2506 2508 27018 2803 (61550602)	5705 (3) 68055(4) 5706 (9) 68056(4) 5708 (1) 68058(4) 58 (4) 68061(9) 56 (1)	2 1 0 1 2 2 2 2 0 5 6 2 2 1 0 1 3 2 2 0 5 7 2 1 0 1 4 5 2 2 0 5 8 5 2 1 0 1 6 6 2 2 0 6 0 6

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通) 提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法施行規則第21条の2第4号に掲げる事項及び同規則第21条の3第4号に掲げる事項については、 別表 16(1)から別表 16(6)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式 (これらの別表の書式に 定める項目を記載しているものに限ります。) によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者 氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
- (4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
- (5) 「税理上署名押印」欄は、この届出書を税理上及び税理上法人が作成した場合に、その税理上等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

	改	正	後			改	正		前	
別帰属額等一	覧表)			(193 個別界	属額等	一覧表)				
個別帰属額等		連 結 事 業 年 度 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	連結親法人名	個!	別帰属額	等の一覧表			生結親	
	び連結子法人の個別が の届出書のとおりで		その計算の基礎は別添の連結法人に係			及び連結子法人の個別帰属額等 等の届出書のとおりです。	は、次のとおり [・]	であり、その記	計算の基礎は別添の連結治	人に係
一連番号	法人		売 上 金額 期中 毎期所得金額又は個別欠損金額 加入	_	連番号	法 人 名	納税	地等	売 上 金 額 個別所得金額又は個別欠損金 個 別 帰 属 額	
連結親法人			百万円 円 土 <u> </u>	連絡	吉親法人 -				百万	円 円 円
1			<u>**</u>		1					
			<u>*************************************</u>							
連			<u>*************************************</u>	連						
结			<u></u>	結						
7-				子						
去				法						
			<u></u>							
連結子法人数法人	連結親法人及び	連結子法人の個別帰属額等の合計額								
期首の連結	子法人数	法人		連系	:子法人数 	連結親法人及び連結子法。	人の個別帰属額等	の合計額		
	た連結子法人数 た連結子法人数 子法人数	法人 法人 法人		参		吉子法人数 した連結子法人数 した連結子法人数	法人法人			
<u>1</u> . <u>06</u> 改正				23. 12	期末の連絡	吉子法人数	法人			

IF.

後

改

IF.

前

(189 個別帰属額等一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法(以下「法」といいます。) 第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定 により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により 計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の 計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定 申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定に より、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保 に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復 興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金 額の計算の基礎を記載した書類(連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類)として使用し、個別帰属額等の 届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連 結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に 添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申 告書に添付したものとして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支え ありません。

- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び 経理担当者の自署押印は不要です。
 - 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別 帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処 分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契 約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
 - 3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式(個別 帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類 [別表三(二)~別表十七(四) 及び復興特別法人税申告書別表二~別表三付表]の各様式)を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個 別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二) ~別表十七(四) 及び復興特別法人税申告書別表二~ 別表三付表]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所 在地を記載してください。
- (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。) を百万円単位(百万円未満の端数は切り上げます。)で記載してください。
- (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所 得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
- (4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ 次の金額を記載してください。
- イ 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
- ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額 12」欄
- ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額 12」欄
- (5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法 人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。
- (6)「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(加入)」を提出した子法人について○を付してくだ さい。
- (7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰 属額等の合計を記載してください。
- (9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。
- なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有すること となった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなく なった子法人数を記載してください。
- (注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(193 個別帰属額等一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法(以下「法」といいます。) 第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定 により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により 計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の 計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定 申告書の添付書類として提出してください。

(追 加)

- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び 経理担当者の自署押印は不要です。
 - 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別 帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処 分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契 約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
 - 3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式(個別 帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類 [別表三(二)~別表十七(四)] の各様式) を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個 別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二) ~別表十七(四)]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所 在地を記載してください。
- (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。) を百万円単位(百万円未満の端数は切り上げます。)で記載してください。
- (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所 得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
- (4) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額 を記載してください。
- イ 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
- ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額 12」欄
- ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額 12」欄

(5) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(加入)」を提出した子法人について○を付してくだ さい。

- (6) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (7) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別 帰属額等の合計を記載してください。
- (8) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有すること となった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなく なった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

	工 者	名 押	Łì									
※税務署 処理欄	部門		決算 期	業種 番号	整理簿	備考	通信日付印	年	月	日	確認印	

24. 06 改正

(196 更正の請求書(連結申告用))

改

(連結 =	申 告				※ 連結/N−7整理番号	}	
()	((フリ)	ガナ)				
	法	人	名				
T-4 /5 1	納	税	地	〒	電話()	_
平成 年 月 日	((フリ)	ガナ)				
	代	表者	氏 名				•
	代	表者	住 所	₸			
税務署長殿	事	業	種目				業
国税通則法第23条 法人税法第82条 租税制階置法第68条の88 について下記のとおり更正の請求をします。				日 連結事 日	業年度の連絡	吉確定申告に係	る課税標準等
区 分	п	16	ے	の請求前の	金額	更正の記	清求金額
連結所得金額又は連結欠損金額		1			円	`	
車 結 同上の 軽減税率適用連結所得金	含額	2					
所 得 内訳 その他の金額(1-2	2)	3					
法人税	額	4					
	額	5					
		6					
リース特別控除取戻税額		7					
土地譲渡 課税土地譲渡利益金 可益金 反対する税	額額	8					
	額	10					
EBUR A	額	11					
11.7 22 12 713 7 32 72	額	12					
秘匿金 同 上 に 対 す る 税	額	13					
去 人 税 額 計 (6 + 7 + 9 + 11+1	3)	14					
反装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人移	总額	15					
空除税	額	16					
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17					
車結中間申告分の法人税額		18					
納付すべき法人税額	-	19					
還 付 金	額	20					
翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金 (更正の請求をする理由等)	2	21					
多正申告書提出年月日 平成 年 月	日						
更正決定通知書受理年月日 平成 年 月	日	添付	書類				
文正伏处理和晋文连十月日 十八 十 月	望する場	本店 出	張 所	貯金口	座の記号番号 等の窓口での受	ロ座に振込みを希 とけ取りを希望す	
プロストル田和書文/空中月日 十八 中/八 中/八 中/八 中/八 中/八 月/八 月/八 日/八 日/八		本所			郵便局名	寸	
1 銀行等の預金口座に振込みを希望 銀行 金庫・組合 上る金融機関等 漁協・農協		本所	<i>X</i> ()/i		野(史) 同名	1守	

正

前

24. 01 改正

車結欠損金の繰戻しによる還付請求書) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(<u>202</u> 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)
連結欠損金の繰戻しによる還付請求書 ※整理番号	17	連結欠損金の繰戻しによる還付請求書※整理番号
(フリガナ) 法 人 名 納 税 地 電話() —	(フリガナ) 法 人 名 納 税 地 電話() —
代表者氏名	(i)	平成 年 月 日 (フリガナ) 代表者氏名 ® 代表者住所 〒
税務署長殿事業種目	業 	税務署長殿事業種目業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還記		法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記
○ 「大損連結事業中度 至 平成 年 月 日 連結事業年度 至 平成 年 月 日 「連結事業年度」 至		欠損連結事業年度 自 平成 年 月 日 還 付 所 得 自 平成 年 月 日 運結事業年度 宣 平成 年 月 日 連結事業年度 至 平成 年 月 日
区 分 請求金額 欠損連結 連結 欠 損 金額 (1)	※ 金 額	区 分 請求金額 ※金額 欠損連結 連結 欠 損 金額 (1)
事業年度 の連結欠 同トのうち環付所得車結事業年度に繰り戻す連結欠損金額 (2)		交換単統 連 結 欠 損 金 額 (1) 事業年度 の連結欠 同上のうち遷竹所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額 (2)
損金額 選付所得 連 結 所 得 金 額 (3)		損金額 選付所得 連結事業 年度の連 既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4) ほんしゅう にはんしゅう にはんしゅんしゅう にはんしゅんしゅう にはんしゅう にはんしゅう にはんしゅう にはんしゅう にはんしゅんしゅう にはんしゅんしゅんしゅう にはんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅん
差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5) 納付の確定した法人税額 (6) (安経理と基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		結所得金 差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5) 納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額 (6) (反接路理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)
控 除 税 額 (8) 使途秘匿金額に対する税額 (9) 課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10) 課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10) 議議税の課金額が設立の機能を対する税額 (11) 法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		連結事業 年度の法 人税額 (6) (10) (11) (12) (13) 差 引 法 人 税 額 ((12) - (13)) (14) (14) (15)
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)	77.4 F I I	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)
請求期限 平成年月日 連結確定申告書提出年月日 1銀行等の預金口座に振込みを希望する場合銀行 2ゆうちょ銀行の貯金口貯金口座の記号番号銀行 銀行 本店・支店金庫・組合出張所、金庫・組合出張所、金庫・組合出張所、金庫・組合出張所、金庫・組合出張所、金庫・銀合工作の受工を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	空に振込みを希望する場合 一 け取りを希望する場合	請求期限 平成年月日 連結確定申告書提出年月日 平成年月日 日 遺付される税金の受取場所 銀行 本店・支店金庫・組合出張所、本所・支所預金口座部号 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合貯金口座の記号番号 - 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合郵便局名等 3 郵便局名等 郵便局名等
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付して 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなか ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等に、 告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日	った事情の詳細 月日及びその事実の詳細	(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日
税理士署名押印	(1) A	税 理 士 署 名 押 印 [®] A
※税務署	年月日 確認)	※税務署 部門 決算 業種 整理 備考 通信日付印 年月日 確認 印 23.06 改正
24.06 改正		77

改

正

前

改

後

正

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
- (1) 法人税法(以下「法」といいます。)第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- (注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又は口に掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)
 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が1 億円以下であるもの(当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上であ る法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれら の法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないも の(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
- ロ 協同組合等である連結親法人
- (2) 法第 81 条の 31 第 3 項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散(適格合併による解散を除く。)
 - ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)、提出してください。この場合、環付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったもの と税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このよ うな場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、<u>欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は</u>解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「※」欄は、記載しないでください。
- (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
- イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。
- ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
- (注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
- (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
- イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください
- ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
- (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表 1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事 業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- 口 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法 人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載 してください
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改正前

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
- (1) 法人税法(以下「法」といいます。)第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- (注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又は口に掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)
 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が1 億円以下であるもの(当該事業年度終了の時において、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上であ る法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれら の法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないも の(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
- ロ 協同組合等である連結親法人
- (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- イ 解散 (適格合併による解散を除く。)
- ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
- ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通 (調査課所管法人の場合は2通)、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったもの と税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このよ うな場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「※」欄は、記載しないでください。
- (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
- イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表1の2の「連 結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。
- ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
- (注)欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の 連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
- (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
- イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。
- ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
- (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表 1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事 業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法 人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載 してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

- 二 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の 譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既 に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、((14)×(2)/(5)) の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。) を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等について は、これに含まれないことになりますからご注意ください。

- 二 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の 譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「<u>リース特別控除取戻税額</u>(11)」欄には、租税特別措置法第 68 条の 11 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既 に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、((14)×(2)/(5)) の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 TE. 後 改 正 前 (202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書(正本)) (202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書(正本)) 不服申立て等について (新 設) 【不服申立てについて】 自平成 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 ○ 至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 課税事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2月以内に に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下

「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。

せん。

ることができます。

の取消しを求めようとするとき。

ことにつき正当な理由があるとき。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。

○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等

(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない

改正後	改正前
更正の理由書(復興特別法人税(実地)用)(正本))	(203 更正の理由書(復興特別法人税(実地)用)(正本))
(正 本)	
更正の理由	(新 設)
貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準法人税額等の計算に誤りがあると認められますから次のように申	
告書に記載された課税標準税額等に加算、減算して更正しました。	
24. 06	

0 更正の請求書(復興特別法人税用))	(200 更正の請求書(復興特別法人税用))
で で	(新 設)
(フリガナ) 法 人 名 等	
平成 年 月 日 納 税 地 電話() ー (フリガナ) 代表者又は (スリガナ)	
税務署長殿	
事業種目業	
自 平成 年 月 日 租税特別措置法第6条の4又は同法第8条の88の規定に基づき、至 平成 年 月 日	
区 分 この請求前の金額 更正の請求金額	
課 基 法 人 税 額 (1) 円 機 機 (1) 法 人 税 額 (1) 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (2) 連結納税の承認を取り消された場合等における 既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (3) 基 準 法 人 税 額 (1) - (2) + (3) 課 税 標 準 法 人 税 額 (4) 工は(4) × -) 復 興 特 別 法 人 税 額 (6) (5) × 10% (6) / 企 解 付 す べ き 復 興 特 別 法 人 税 額 (7) 差 納 付 す べ き 復 興 特 別 法 人 税 額 (9) (更正の請求をする理由等)	
修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 出 張 所 本店・支店 出 張 所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 3 郵便局名等 3 郵便局名等 ()	
税 理 士 署 名 押 印	
※税務署 部門 決算 業種 整理 備考 通信日付印 年月日 確認 処理欄 期 番号 簿 備考 通信日付印 年月日 印	

改正後前

(200 更正の請求書(復興特別法人税用))

更正の請求書(復興特別法人税用)の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。)第57条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
- (1) 税務署に提出した復興特別法人税申告書及び修正申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、復興特別法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
- ロ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)。
- (2) 法人税又は復興特別法人税の修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は 更正、決定に伴い、その後の課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額又は税額が過大となる場合 (還付金額については過少となる場合。)。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

X	分	提	<u>.</u>	出	期	限
(1) 国税通則法第2 定に基づいて提出	3条第1項の規 対する場合	請求のもとに がある場合は、				長申請に対する承認
(2) 国税通則法第2 定に基づいて提出		国税通則法第 算して2月以内		の各号に掲げ	る事実に該当	した日の翌日から起
(3) 復興財源確保を に基づいて提出す		請求の基因と 日の翌日から起			た日又は更正	決定の通知を受けた
(4) 租税特別措置系 16項又は同法第6 の規定に基づいて	8条の88第17項	請求のもとにがある場合は、				長申請に対する承認

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる復興特別法人税申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、復興特別法人税申告書の記載方法に準じて計算の上、 記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、復興財源確保法第57条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は〇で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(200 更正の請求書(復興特別法人税用))

(新 設)

改正	後	<u></u>	正	前	
201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦	課決定通知書 (正本))	(201 復興特別法人税額等の	通知書及び加算税の賦課決		
		(新 設)			
納 税 地		(19) (12)			
	第				
法人名等	年 月 日				
	粉 数 要 巨				
代表者又は 清算人氏名	税務署長 財務事務官 郵				
復興特別法人税額等の 通	知書及び加算税の賦課決定通知書				
自 年 月 日					
自 年 月 日 至 年 月 日 課税事業年度分の復興料 の 及び加算税の賦課決定をしたから通知しま	専別法人税について下記のとおり復興特別法人税額等 € す。				
記					
	申告又は更正前の金額 更正又は決定の金額				
課 基 法 人 税 額 1	円				
┃標│法│法 人 税 額 の 特 別 控 除 額│2│					
準 人 連結納税の承認を取り消された場合等における 既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 3					
人税 額 基 準 法 人稅 額 4 額 課 稅 標 準 法 人稅 額 5					
額 課 税 標 準 法 人 税 額 5 復 興 特 別 法 人 税 額 6					
控 除 税 額 7					
差 引 復 興 特 別 法 人 税 額 8					
還付復興特別所得税額9					
差 引 合 計 税 額 10 既に納付の確定した復興特別法人税額 11					
差引納付すべき又は減少 (一印) する復興特別法人税額 12					
この通知により納付すべき又は 賦 課	した加算税の額の計算明細				
減少(一印)する税額 区	分 加算税の基礎となる税額 加算税の額				
本 恍 が 領 由告	则				
過少申告加賞税	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額 賦課決定額				
	変更決定後の 賦課決定額				
この通知書に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。				
		•			

改 IF. 後 改 IE. 前 (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (新 設) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 IF. 後 改 正 前 (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (新 設) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 TE. 後 改 IF. 前 (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (新 設) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 改 正 前 (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本)) (新 設) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

		改		正	後				改	正	前	
202	復興特別法人税	額の加算税の賦	課決定	至通知書(正本))			(202	復興特別法人税額の	加算税の賦課決定通知	知書 (正本))		
	納税 地						(新	設)				
	117 02 - 2				第	5 号						
	法人名等				年	. 月 日						
	代表者又は 清算人氏名				税。	務署長 事務官						
	用并入以在			殿	火1 7为 ·	# <i>15</i> 5 E						
			復興特別	別法人税の加算税の賦	課決定通知書							
		次のとおり復興特別	引法人税に	こ係る加算税を賦課決定	します。							
		課税事業年度	×	分分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額						
				賦課決定額	Н	H						
		自 年 月 日	加算税	変 更決 定後の 賦 課決 定額 この通知により納付すべき 加算税の額 又は減少〈 ー印 〉する 加算税の額								
		至 年 月 日		賦課決定額 変更決定後の賦課決定額								
			算 税	この通知により納付すべき加算税の額 又は減少〈 一印 〉する加算税の額 賦課決定額								
		自 年 月 日		変更決定後の賦課決定額								
		至 年 月 日		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額								
			算 税	変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少〈 -印 〉する加算税の額								
				試課決定額 変更決定後の賦課決定額								
		自 年 月 日	加算税	この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額								
		至 年 月 日	重加	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額								
				又は減少(一印)する加算税の額								
		局を含む。)又は当 なお、納付書には	i税務署へ	同封の納付書により 納付 (注) してください すべき加算税の額を事業	0	に金融機関等 (郵便 葉にして書いてくだ						
				:示されている場合は、コンビニ .トアについては、バーコードだ								
		この処分は、			員の調査に基づいて行い							

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6, FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PAI)(以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書発送件名簿)」(FC C3PA2)(以下「加算税賦課決定決議書」という。)(以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び 施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳(以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書(共通部分)

項目	内	容							
標題		当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」 に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。							
住所 (所在地) 及び 氏名 (法人名)	この場合、住所(所在地)又は氏名(法があるときは、半角カナにより印字するまた、半角カナが最大印字文字数を起印字しない。なお、各項目の最大文字数は次のとお住所(所在地):上段部分(通知書中段部分(領収済氏名(法人名):上段部分(領収済下段部分(領収済下段部分(領収控下段部分(払込取	超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は 300である。) 漢字75 文字、半角カナ150 文字 通知書) 漢字50 文字、半角カナ100 文字 (漢字45 文字、半角カナ90 文字 通知書) 漢字44 文字、半角カナ88 文字 兼払込取扱票) 漢字43 文字、半角カナ86 文字							

(206 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

前

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6, FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1)(以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書発送件名簿)」(FC C3PA2)(以下「加算税賦課決定決議書」という。)(以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び 施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、 賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳(以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項目	內 容								
標題	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」 に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。								
住所 (所在地) 及び 氏名 (法人名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所(所在地)及び氏名(法人名)を印字する。この場合、住所(所在地)又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。住所(所在地):上段部分(通知書) 漢字75 文字、半角カナ150 文字中段部分(領収済通知書) 漢字50 文字、半角カナ100 文字氏名(法人名):上段部分(通知書) 漢字45 文字、半角カナ86 文字下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43 文字、半角カナ86 文字下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43 文字、半角カナ86 文字下段部分(領収証書兼払込金受領証)								

(207) 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項	目	内
		※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税	目	「源泉所得税」を印字する。
信託の	名 称	何も印字しない。
納期等の	区分	賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する
徴 定 🗵	区 分	「告知」(34)を印字する。
法 定 納	期限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。
納期	限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本	税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された()書の金額)は印字しない。
重 加 第	税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不納付加	算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 都	頁 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延滞	税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 訪 及び補完		(本税等の内訳は裏面のとおりです。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「*」 (アスタリスク)を印字する。
主	文	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には、主文中の「上記の「重加算税」及び「不納付加算税」のとおり、加算税の賦課決定をします。」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。 また、加算税の賦課決定がある場合には、「重加算税」又は「不納付加算税」の有無に応じて、該当しない部分を同様に抹消する。
第	号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成 年	月日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施 行年月日を印字する。
国税収納命	令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官	印	税務署長印を印字する。
納付場所 不服申 等につ	立て	納付場所及び教示文を印字する。

口 領収済通知書

į	頁 目		内容			
年		度	所属する会計年度を印字する。			
	務 署 名 及 び 務 署 番 号 (注)税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コー 欄参照。					
整	理 番	号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。			
合	計	額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。			

(206) 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

改

項目	内容
	※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税 目	「源泉所得税」を印字する。
信託の名称	何も印字しない。
納期等の区分	賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する
徴 定 区 分	「告知」(34)を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された() 書の金額)は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不納付加算税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延滞税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明及び補完表示	(本税等の内訳は裏面のとおりです。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「*」 (アスタリスク)を印字する。
主文	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には、主文中の「上記の「重加算税」及び「不納付加算税」のとおり、加算税の賦課決定をします。」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。 また、加算税の賦課決定がある場合には、「重加算税」又は「不納付加算税」の有無に応じて、該当しない部分を同様に抹消する。
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施 行年月日を印字する。
国税収納命令官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官印	税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。

口 領収済通知書

	項	目		内	容
年			度	所属する会計年度を印字する。	
税税	税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号 (注)税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用 欄参照。				
整	理	番	号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字	さする。
合	計		額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び	延滞税の合計額を印字する。

改 後 正 改

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項	目	内	容
7	Р	rı	4
1 7 1/1	ニエンス	合計額が30万円以下の場合、コンビニエ	ンスストア用のバーコードを印字する。
		また、合計額が30万円を超える場合は、	「コンビニエンスストアでは納付できません。
ストア用	バーコード	金融機関又は当税務署で納付してください。	の注意書を印字する。
収 納	代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名	を印字する。
コンビニ	利用期限	コンビニエンス納付に係る利用期限を印字	する。

- 添加書寅五

=	· 通	知書	- 長血											
	項		目			内		容						
整	理	番	į	号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号 (通知書と同じ。)を印字する。									
					所得種類に帰	5じて、次表の「名称」欄のと	おり表示する	0						
					名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類						
納					給 与	俸給・給料等	匿名組合	匿名組合契約						
期					退職	退職手当等	配 当	配当等						
等	所	得	種	類	報酬	報酬・料金等	定期積金	定期積金等						
の					公的年金	公的年金等	懸賞金等	懸賞金等						
区					生命保険	生命・損害保険契約等	上場株式	上場株式等						
分					非居住者	非居住者・外国法人	償還差益	償還差益						
					利 子	利子等								
	年	月		分	支払年月を日]字する								
(rela	/ -	F	п	_	法定納期限征	後に自主納付された本税の納付	·年月日を印字	する。						
納	付	年	月	日	(注) 本税徴収	又のときは印字しない。								
法	定	納	期	限	「納期等の国	区分」の「年月分」欄のそれぞれ	れの支払年月に	こ応じた法定納期限を印字す	る。					
					本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。									
本				税	をお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う									
					加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。									
不納		区		分		は課決定を行う場合には「重」								
加算	税	税		「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%										
等					へ 付)、10% (非違分) 又は35% (重加算税賦課分) の加算税率を乗じた加算税額を印字す									
					次の算式に。	り計算した金額を印字する。								
						万円未満 	7.3% =	延滞税額						
						7 り捨て)								
ZT.		洲		4H	()))	3 6 5		77 -) > 541/16-17 - 189)						
延		滞		税		€日数は、「法定納期限」欄に出 ・								
						ιた日までの日数(不納付加算 兌徴収を行う場合は印字しない		は1年を限度とする。)である	0 0					
						は 12 年 1 月 1 日以後の延滞税	-	7 30/11 「 前年の 11 日 20 日	1 1					
					• * * *	(12年1月1日以後の延備税) (日本銀行が定める基準割引率		7.3 =	- (C					
Щ					400.	日本教目が近める安土即刊士	- 1 -# \O] v > V . S	1404 EXT DILL C 7 20						

6 記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。

- (1) 通知書の「住所 (所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づき行うも のです。」と記載する。
- (2) 通知書に印字された教示文を抹消する。
- (3) 次により記載した教示文を同封する。
- イ 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄す

(206 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項	Ħ	内	容		
	ニエンスバーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンまた、合計額が30万円を超える場合は、「 金融機関又は当税務署で納付してください。」	コンビニエンスストアでは納付できません。		
収 納	収 納 代 行 コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。				
コンビニ利用期限 コンビニエンス納付に係る利用期限を印字する。					

正

前

Ξ	- 通	知書	裏面										
	項目				内容								
整	理		番	号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号 (通知書と同じ。)を印字する。								
					所得種類に	応じて、次表の「名称」欄のと	おり表示する	0					
					名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類					
納					給 与	- 俸給・給料等	匿名組合	匿名組合契約					
期					退 職	退職手当等	配 当	配当等					
等	所	得	種	類	報酬	報酬・料金等	定期積金	定期積金等					
の					公的年金	公的年金等	懸賞金等	懸賞金等					
区					生命保険	生命・損害保険契約等	上場株式	上場株式等					
分					非居住者	非居住者・外国法人	償還差益	償還差益					
					利 子	利子等		·					
	年	J	Ħ	分	支払年月を	印字する							
納	付	左	н	Н	法定納期限	後に自主納付された本税の納付	年月日を印字	する。					
<i>ከ</i> የነ	71	+	Л	Н	(注) 本税徴	収のときは印字しない。							
法	定	納	期	限	「納期等の	区分」の「年月分」欄のそれぞれ	れの支払年月1	こ応じた法定納期限を印字する。					
					本税徴収を	行う本税額を「納期等の区分」	ごとにそれぞ	れ印字する。					
本				税	なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、								
					加算税の算出の基礎となる本税額を()書きで印字する。								
不利		区		分		賦課決定を行う場合には「重」							
加算	草税	税		額)に基づき5%(期限後自主納					
等							分)の加算税率	率を乗じた加算税額を印字する。					
					次の算式に	より計算した金額を印字する。							
						[(万円未満 	7 3% =						
					の端数	切り捨て)							
				~)/		3 6 5							
延		滞		税				翌日から「納付年月日」欄に出					
						れた日までの日数(不納付加算		は1年を限度とする。)である。					
					·	税徴収を行う場合は印字しない							
					·	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		7.3%」と「前年の11月30日に					
					おい	て日本銀行が定める基準割引率	+4%」のいっ	げれか低い割合とする。					

6 記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分(本税の納税の告知のみの場合を除く。)である場合には、次により記載す

- (1) 通知書の「住所(所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づき行うも のです。」と記載する。
- (2) 通知書に印字された教示文を抹消する。
- (3) 次により記載した教示文を同封する。
- イ 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄す

改正後	改正前
(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)	(206) 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)
国税局名を記載する。 ロ 「… (提出先は) の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支 部の首席国税審判官名を記載する。	国税局名を記載する。 ロ 「…(提出先は) の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支 部の首席国税審判官名を記載する。
7 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	7 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

議所で係の作用の時間の季望に関する中部書		改	正	後				改	正		前	
東京東京 1 (フラッサ) (フラッサ) (フラッサ) (フラッサ) (フラッサ) (エラッサ) (エラッサ)	所得税	の納期の特例の承認に関する申	請書)				(207 源泉戸	听得税の納期の特例の承認に関	する申請書)			
本語		源泉所得税の納期]の特例の承詞	認に関する申請書	<u> </u>			源泉所得和	党の納期の特例の:	承認に関す	- る申請書	
では、年月 日 京文 は 日 では、		份斯署受付与		※整理番号	17						T T	
平成 年 月 日			(フリガナ)	_					(フリガナ)			
平成 年 月 日 <u>株 京 文 株 京 文 株 京 文 株 京 文 株 京 文 京 京 京 京 京 </u>			氏名又は名						名	称		
株式			本店の所在は	<u>は</u> 地				平成 年 月 日	stone estati	地	f —	_
次の機力を影響機能できる。所得機能響がほといての水器を申請します。 所有視所習がまるの実施となる機能機の結構の特別についての水器を申請します。 所有視所習がまるの実施となる機能機の結構の特別についての水器を申請します。 競技を整理を確認している。		税務署長殿		名		a		 	(4) 丰 孝 氏	名		©
選手支援を発展後の形式(2) 2			THE DOCK MERCHANISM CONTROL CONTROL		Mitter Centre			(北 伤 有)	X BX			
### 日本語の世紀(20年) 又は15年 世		ます。 -		る源泉所得税の納期の	特例についての承	認を申		所得税法第 216 条の規定による源泉	所得税の納期の特例に	ついての承認	を申請します。	
数型にくだがら、	1529	※ 申請者の住所 (居所) 又は本店 (主 たる事務所) の所在地と給与支払事	工						1992 1923	Select Week 5		治 額
数	与		電話								2,1	_
A	支	申請の日前6か月間の各月末の給与	月区分	支 給 人 員	支 給	額			お金 年 月		人 外	円
# 日 人 円 円				外	外				- T	87		m
事 年月 人 月 八 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	払	THE STORY CON	年 月	人		円		【外書は、臨時雇用者に係るもの】 	年 月	5 1000	外	H
# 月 人 円 円 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	事	[外書は、臨時雇用者に係るもの]		外	外				年 日		ķ	
年月 人 円円 等 年月 人 円円 等 年月 人 円円 1 現に国後の滞納があり又は最近において著しい前付運送の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるもの であるときは、その理由の診翻 2 申訪の日前1年以内に納別の特別の	1		年 月	人		円			7 3		外	1.1
F	務			外	外				年月		χ	田
等 年月 人 円 年月 人 円 4 月 人 円 年月 人 円 4 月 人 円 1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付達⑥の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の評細2 申請の目前1年以内に納期の特例の系認を取り消されたことがある場合には、その年月日 2 申請の目前1年以内に納期の特例の系認を取り消されたことがある場合には、その年月日 後 理 士 署 名 押 印 6 ※役務署 別門 次算 業庫 入力 名章 遺信日付印 年月日 陰印 別期 登章 入力 名章 遺信日付印 年月日 陰印 別期 登章 入力 名章 遺信日付印 年月日 陰印 別期 登章 入力 名章 遺信日付印 年月日 陰印 別期 日本	訴		年 月	voor		円					外	, , ,
(と 関) 年月 人 円 (日 月 タ タ タ 月 タ タ タ 月 タ タ 月 タ タ タ 月 タ タ タ 月 日 東京 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	121			外	外				年月		人	円
佐 理 士 署 名 押 印 年 月 人 円 「 現に国税の滞納があり又は最近に おいて著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細を 2 申請の日前1年以内に納期の特例の 承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 税 理 土 署 名 押 印 ② ※税務署 説門	等		年 月	-22	-	円				外	外	
関 年月 外 外 外 外 内 円 す 1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細をある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細をある場合であるときは、その理由の詳細を表しているのであるときは、その理由の詳細を表しているのであるときは、その年月日であるときは、その年月日である。 2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日では、本書の年月日では、その年月日では、本書の年刊日では、本書の年刊日では、本書の年刊日では、本書の年刊日では、本書の年刊日では、本書の	1.~				94	_			年 月	1	人	円
関 年月 人 円 す 1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実があるる場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2 申請の目前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 項 の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 は、その年月日 税 理 土 署名押 印 銀門 次算 業種 入力 名簿 通信日付印年月日確認 印 別期 素号 入力 名簿 通信日付印年月日確認 印 別期 素号 入力 名簿 通信日付印年月日確認 日 日付印年月日 確認 別期 別 素号 入力 名簿 通信日付印年月日 確認 別期 別 素号 (源1401-1)	¥C		年 月	1052-22	61	<u>"</u>						
す 1 現に国税の滞納があり又は最近に おいて著しい納付遅延の事実がある 3 場合で、それがやむを得ない理由によ 2 申請の日前1年以内に納期の特例の 承認を取り消されたことがある場合に は、その年月日 (関		年 日					8 8 22 29 29				
# おいて著しい納付選延の事実がある 場合で、それがやむを得ない理由によ るものであるときは、その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例 承認を取り消されたことがある場合に は、その年月日 税 理 士 署 名 押 印 ・ ・	-j-	1 現に国税の滞納があり又は最近に	<u> </u>	<u> </u>	1	- FI		A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
# 2 申請の目前1年以内に納期の特例 項 の承認を取り消されたことがある場合に は、その年月日 税 理 士 署 名 押 印	9	TOTAL STONY CONTROL MATERIAL PROPERTY OF CONTROL OF CON										
事 3ものであるときは、その種田の評細 2 申請の日前1年以内に納期の特例 の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 は、その年月日 税 理 士 署 名 押 印 銀 税 理 士 署 名 押 印 銀 ※税務署 部門 決算 業 預 別	る	場合で、それがやむを得ない理由によ							0.00			
② 申請の目前1年以内に納期の特例 の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 税 理 土 署 名 押 印 機 理 土 署 名 押 印 ※税務署 部門 決算 業種 別	市	るものであるときは、その理由の詳細							合に			
合には、その年月日 税 理 士 署 名 押 印	争	AND THE PROPERTY OF THE PROPER						は、ての平月日				
税 理 士 署 名 押 印 (額) ※税務署 部門 決算 業種 別 入力 名簿 単行印 年月日確認 印 処理欄 部門 期 番号 入力 名簿 単行印 年月日確認 印 (源1401-1)	項											
税 理 士 署 名 押 印 ※税務署 部門 決算 業種 別力 名簿 通信 年 月 日 確認 印 別		台には、その年月日						郑 押 十 塁 夕 妍 印				Í
※税務署 部門 決算 業種 入力 名簿 通信日刊印 年月日 確認 処理欄 期 番号 八力 名簿 通信日刊印 年月日 確認 日付印 日付印 年月日 企認 18. 06 改正	税	理 士 署 名 押 印				•						<u> </u>
10. 00 BX II	※税利		入力	名簿 通信日付印				処理欄 期 番	積 号 入力 名	簿通信		即
300 - 1.7 1 1/		200		[[[[[]]]				10. U0 CX IL			(源 1	401-1)

改 後 改 TF.

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1 源泉所得税の納期の特例の制度について

- (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である 源泉徴収義務者です。
 - 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等にお いて臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を 受けなければなりません。
 - (注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出し た月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(例) 申請書を提出した (給与等)

(納期限)

月が2月中の場合 2月支給分

→ 3月10日まで

3月~6月支給分 → 7月10日まで

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収し た所得税額は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

- イ 給与等及び退職手当等(非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。)について源泉徴収した所
- ロ 弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、 弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員(企業経営の改善 及び向上のための指導を行う者を含みます。)、測量士補、建築代理士(建築代理士以外の者で建築に関する申請若 しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。)、不動産鑑定士補、火 災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人(自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の 算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。)又は技術士補(技術士又は技術士補以 外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。)の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所
- (4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。 (納期限)

(支給期間)

1月~6月支給分 → 7月10日まで

7月~12月支給分 → 翌年1月20日まで

- (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となっ た場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。
- 注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。ま た、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そ のようなことがないよう特にご注意願います。

2 各欄の記載方法

- (1) 「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所(居所)又は本店 (主たる事務所) の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載して ください。
- (2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所 等の所在地とが異なる場合に記載してください。
- (3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間 の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。
- この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれ ぞれ外書きしてください。
- (4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によ るものであるときは、その理由の詳細 | 欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことが ある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してく ださい。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関す る法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者 の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(207 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1 源泉所得税の納期の特例の制度について

- (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である 源泉徴収義務者です。
 - 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等にお いて臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を 受けなければなりません。
 - (注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出し た月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(例) 申請書を提出した (給与等)

(納期限) → 3月10日まで 前

月が2月中の場合 2月支給分

3月~6月支給分 → 7月10日まで

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収し た所得税額は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

- イ 給与等及び退職手当等(非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。)について源泉徴収した所 得税
- ロ 弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、 弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 第2条第3項に規定する投資顧問業者、計理士、会計士補、企業診断員(企業経営の改善及び向上のための指導を 行う者を含みます。)、測量士補、建築代理士 (建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成 し、又はこれらの手続きを代理することを業とするものを含みます。)、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは 自動車等損害鑑定人(自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の 算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。)又は技術士補(技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う 業務と同一の業務を行う者を含みます。)に支払った報酬・料金について源泉徴収した所得税
- (4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。 (納期限)

(支給期間) 1月~6月支給分 → 7月10日まで

7月~12月支給分 → 翌年1月10日まで

- (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となっ た場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。
- 注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。ま た、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そ のようなことがないよう特にご注意願います。

2 各欄の記載方法

(1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所) の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異 なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

- (2) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間 の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。
- この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれ ぞれ外書きしてください。
- (3) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によ るものであるときは、その理由の詳細 | 欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことが ある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してく ださい。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関す る法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名 又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	
(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書) (208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)
(廃 止)	「源 泉 所 得 税 の 納 期 の 特 例 の 承 認 に 関 す る 申 請 書」 兼 「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」
	※整理番号
	(フリガナ)
	名
	平成 年 月 日 所 在 地
	<u>電話 (フリガナ)</u>
	税務署長殿 代表者氏名 ⑩
	1. 源泉所得税の納期の特例(所得税法第 216 条)についての承認を申請します。 2. また、この申請が認められた場合は、源泉所得税の納期限の特例(租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項) についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。
	(注) 1 源泉所得税の納期の特例及び源泉所得税の納期限の特例については記載要領等をご覧ください。 2 1.又は2.のいずれかの申請又は届出を行わない場合には、1.又は2.のいずれかを抹消し てください。
	月区分 支給 人員 支給 額
	中間の目前のか方面の行人の相手の文仏を支げ
	る者の人員及び各月の支給金額 年 月 人 円
	「外書は、臨時雇用者に係るもの」
	年月 人 円 外 外
	年月 人 円 外 外
	年月人円
	年月 人 円 外 外
	年月人円
	1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい 納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得な い理由によるものであるときは、その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り 消されたことがある場合には、その年月日
	税 理 士 署 名 押 印
	※税務署 如理欄 部門 財 業種 番号 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認 印
	23. 06 改正 (源 1 4 0 1 - 3)

改正後	改正前
208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)	(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)
(廃 止)	「源 泉 所 得 税 の 納 期 の 特 例 の 承 認 に 関 す る 申 請 書」の記載要領等 兼 「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」
	1 この申請書兼届出書は、源泉所得税の納期の特例(所得税法第 216 条)の適用を受けようとするとともに、その申請が 承認された場合に併せて源泉所得税の納期限の特例(租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項)の適用を受けようとする場合に 使用します。
	【源泉所得税の納期の特例の制度について】 (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である 源泉徴収義務者です。
	 (注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。 (2) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。 (例) 申請書を提出した月が2月中の場合、2月支給分の給与等は3月10日まで、3月から6月支給分の給与等は7月10日までに納付することとなります。 (3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した
	所得税額は、通常の例により支払ったよ月の翌月10 目までに納付しなければなりません。 イ 給与等及び退職手当等(非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。)について源泉徴収した所得税 ロ 弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理土、社会保険労務士、弁 理土、海事代理土、測量土、建築土、不動産鑑定土、技術土、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条第3項に規定する投資顧問業者、計理土、会計士補、企業診断員(企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。)、測量士補、建築代理土、(建築代理土以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続きを代理することを業とする者を含みます。)、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人自動車又は建設機械に係る損害保険契料の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。)又は技術土補(技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。)に支払った報酬・料金について源泉徴収した所得税 (4) この特例の承認を受けた場合には、1月から6月支給分の給与等は7月10日まで、7月から12月支給分の給与等は翌年の1月10日までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。 (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。 (6) 注意 滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。
	【納期の特例適用者に係る納期限の特例の制度について】
	2 各欄の記載方法 (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請(届出)者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ただし、この申請(届出)の対象とする事務所等の所在地が申請(届出)者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この申請(届出)の対象とする事務所等の所在地を記載してください。 (2) 「申請の目前のか月間の各月未の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の目前6か月間の各月末の給与の支給金額とを記入してください。 この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。 (3) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の目前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。 (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請(届出)書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (5) 「※」欄は、記載しないでください。 3 留意事項 (2) 法人課税信託の名称の併記法人規税信託の名称の併記法人親院信託の名称を併せて記載してください。申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(211 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

- 1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条 に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。
- 2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期<u>の</u>特例の期間内に源泉徴収した税額 のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、<u>通常の例により支払った月の</u>翌月10日まで に納付していただくことになります。

(例) この届出書を提出した

(給与等)

(納期限)

日が3月中の場合

1月~2月支給分 → 4月10日まで(※)

 3月支給分
 →
 4月10日まで

 4月支給分以降
 →
 翌月10日まで

- ※ 1月~2月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3月分以降は、一般分(毎月納付用)の徴収高計算書を使用してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
- (1) 「<u>氏名又は</u>名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「<u>住所又は本店の</u>所在地」欄には提出者の住所 (居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。
- (2) 「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と 給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。
- (3) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者(臨時に雇用している者は除きます。)の数を記載してください。 なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。
- (<u>4</u>) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を 受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。

(例-「事業拡大のため」、「合併のため」等)

- (<u>5</u>) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「<u>氏</u>名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(211 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

- 1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条 に規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。
- 2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期特例の期間内に源泉徴収した税額の うちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、<u>毎月</u>翌月 10 日までに納付していただくことに なります。

(例) この届出書を提出した

(給与等)

(納期限)

日が3月中の場合

1月~3月支給分 → 4月10日まで(※)

4月支給分以降 → 翌月10日まで

- ※ 1月~2月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3月分以降は、一般分(毎月納付用)の徴収高計算書を使用してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
- (1) 「名称、「所在地」<u>及び</u>「代表者氏名」<u>の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店</u> (主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

ただし、届出に係る事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出に係る事務所等の所在地及び名称を記載してください。

- (2) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者(臨時に雇用している者は除きます。)の数を記載してください。 なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。
- (3) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。 (例-「事業拡大のため」、「合併のため」等)
- (<u>4</u>) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後	改正前
(213 納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)	(213 納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)
(廃 止)	納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書
	※整理番号
	(フリガナ)
	名称
	平成 年 月 日 所 在 地 電話
	(フリガナ) (フリガナ) (カカカ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	税務署長殿
	租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けたいのでこの旨届け出ます。
	その他の
	参考事項
	税 理 士 署 名 押 印
	※税務署 部門 決算 業種 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認 処理欄 期 番号 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認
	(注意事項) 1 この届出書は、所得稅法第 216 条に規定する源泉所得稅の納期の特例の承認を受けている者が租稅特別措置法第 41 条の 6 第 1 項の規定による源泉所得稅の納期限の特例の適用を受けようとする場合に使用します。 2 この届出書をその年の 12 月 20 日までに提出した場合には、その届出をした年以後の各年の7 月から 12 月までの間に源泉徴収した所得稅の納期限は、翌年 1 月 20 日となります。 ただし、この届出書を提出した日の属する年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年 7 月から 12 月までの間に源泉徴収した所得稅の納期限は、翌年 1 月 10 日となりますので注意してください。 (1) その年 12 月 31 日において源泉所得稅の滯納があること。 (2) その年 7 月から 12 月までの間に源泉徴収した所得稅の約期限は、
	る法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人 4 名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 20. 06 改正 (源1401-2)
	(11) (11) (11)

改正後	改 正 前
納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書)	(214 納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書)
隆 止)	納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書
	※整理番号
	(フリガナ)
	名称
	平成 年 月 日 所 在 地 電話 - - -
	(フリガナ)
	税務署長殿 代表者氏名 ®
	租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けることを取りやめたいのでこの旨届け出ます。
	その他の 参考事項 (届出書の提出 年 月 日)
	税 理 士 署 名 押 印
	※税務署
	(注意事項) 1 この届出書は、租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けている者が、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合に、租税特別措置法施行令第 26 条の 8 第 1 項の規定により届け出るときに使用します。 2 この届出書を提出した場合には、提出をした日の属する年以後の年においては、租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項の規定は適用されません。 したがって、この届出書を提出した日の属する年以後における、7 月から 12 月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は翌年 1 月 10 日となります。 (届出書の書き方) 1 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。 ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の条板及び所在地を記載してください。 2 「その他の参考事項」欄には、上記 1 のただし書による記載をする場合に届出者の名称及び住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地を記載するほか、租税特別措置法第 41 条の 6 第 1 項に規定する届出書の提出年月日及び参考となる事項を記載してください。 3 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 4 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人者又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
	20. 06 改正 (源 1 4 0 4 - 2)

税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く))	(263) 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るもの
様式 11 FORM 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) 「割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。) (税務署整理欄) For official use only)	様式 11 FORM 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)
APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION この選付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.	新署受け 大名 受け 大名 受け 大名 では、 東面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side. APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED 権認印 確認印 では認い ではない ではない。 といい ではない。 といい ではない。 といい ではな
税務署長殿 To the District Director, Tax Office 1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)	税務署長殿 To the District Director, Tax Office 1 選付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項; Details of the Person claiming the Refund(Recipient of Income)
フリガナ Furigana 氏名 又は名 称(注5) Full name (Note 5)	(追加) 氏名又は 名 (納税者番号 Taxpayer Identification Number Full name (Note 5)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund (1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の□欄に✔印を付してください (注 6)。) Kind of Refund claimed; (Check applicable block below(Note 6).)	2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund (1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の□欄に✔印を付してください (注 6)。) Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.) The corresponding fields T	Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.) 預金種類及び口座
Receipt by transfer to: Bank Branch Type of account and account number Name of account holder account number 日本国内の預金口座 a Japanese bank account	Receipt by transfer to: Bank Branch Type of account and account holder 日本国内の預金口座 a Japanese bank account
□ 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan □ 炒うちよ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank	□ 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan □ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank
□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)	□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)
3 支払者に関する事項; Details of Payer	3 支払者に関する事項; Details of Payer
氏 名 又 は 名 称 Full name	氏 名 又 は 名 称 Full name (電話番号 Telephone Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)	住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)
4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent	4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent
(1) 所 得 の 種 類 (2) 所得の支払期日 (3) 所得の支払金額 (4)(3)の支払金額がら (5)(4)の税額の納付年 (6) 租税条約を適用し (7)還付を受けるべき 源泉徴収した税額 月日 た場合に源泉徴収 金額	(1) 所 得 の 種 類 (2) 所得の支払期日 (3) 所得の支払金額 (4)(3)の支払金額から (5)(4)の税額の納付年 (6)租税条約を適用し (7)還付を受けるべる 源泉徴収した税額 月日 た場合に源泉徴収 金額 すべき税額
Kind of Income Due Date for Payment Amount paid on (3) Withholding Tax on (3) Date of Payment すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax (4) Convention Convention (4) (4) (6)	Kind of Income Due Date for Payment Due Date for Payment Uithholding Tax on (3) Date of Payment Tax Amount to be withheld under Tax Equipment Tax Amount to be refunded Convention (4)—(6))
P P P P P P P P P P P P P P P P P P P	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税を徴収し、納付したことを証明します。	上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.	I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above. 年 月 日 源泉徴収義務者
年 月 日 源泉徴収義務者 Date Signature of withholding agent 印	年 月 日 源泉像収表務省 Date

改

正

前

改

後

正

	改正	後		改	三 前
(<u>261</u>	租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(書	引引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く))	(<u>263</u> 🔻	租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く))
	私は、日本国と 第 条第 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉 徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により還 付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であ ることを宣言します。 年 月 日 Date	In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph of paragraph of Article of Income Tax Convention between Japan and is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.		私は、日本国と との間の租税条約 第 条第 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉 徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 年 月 日 Date	In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph of paragraph of Article of Income Tax Convention between Japan and is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.
	Signature of the Applicant or his Agent			Signature of the Applicant or his Agent	次の欄に記載してください
	 ○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent in Japan □ 納税管理人 ※ 住所(居所・所在地) □ Tax Agent 	次の欄に記載してください。 gent, fill out the following columns. 納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered (電話番号 Telephone Number)		Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the A 代理人の資格 氏名 (名称) Capacity of Agent in Japan Full name	gent, fill out the following columns. 納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered (電話番号 Telephone Number)
	□ その他の代理人 Domicile (Residence or location)	税 務 署 Tax Office		□ その他の代理人 Other Agent Domicile (Residence or location) ※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説	税 務 署 Tax Office ※ "Tax Agent" is explained on the reverse side of the "Application Form
	※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。	"Tax Agent" is explained on the reverse side of the "Application Form for Income Tax Convention".		明を参照してください。	for Income Tax Convention".
	注 意 事 項	INSTRUCTIONS	-	注 意 事 項	INSTRUCTIONS
	選付請求書の提出について 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。 2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1~様式3、様式6~様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。 3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。	Submission of the FORM 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded. 2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides. 3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.		選付請求書の提出について 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。 2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1~様式3、様式6~様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄稅務署長に提出してください。 3 この還付請求書を納稅管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。	Submission of the FORM 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded. 2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides. 3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
	4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。	4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impression of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.		4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納稅管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。	4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impression of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.
	還付請求書の記載について 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。	Completion of the FORM 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.		還付請求書の記載について 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる 番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるも のをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受 ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合に は納税者番号を記載する必要はありません。	Completion of the FORM 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
	6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。	6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:		6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。	6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
	□第 1 号・・・・・ 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価として の給与その他の報酬を 2 以上の支払者から支払を受ける ため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出 できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている 租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受け るため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を 提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得 税額について還付の請求をする場合	Subpara.1 For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" for the value.		□第 1 号・・・・・ 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を 2 以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合	□Subpara.1··· For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" for the value.
	□第 3 号・・・・・ 第 1 号及び第 5 号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合 □第 5 号・・・・・ 特定社会保険料を支払った又は控除される場合におい	□Subpara.3··· For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5. □Subpara.5··· For the refund of tax which was withheld at the		□第 3 号・・・・・ 第 1 号及び第 5 号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合 □第 5 号・・・・・ 特定社会保険料を支払った又は控除される場合におい	□Subpara.3··· For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5. □Subpara.5··· For the refund of tax which was withheld at the
	て、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合	source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.		て、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた所得税額 について還付の請求をする場合	source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
	□第7号····· 租税条約の規定が <u>遡及</u> して適用されることとなったた	Subpara.7··· For the refund of tax withheld on income paid before		□第7号・・・・・ 租税条約の規定がそ及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につ	□Subpara.7··· For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when

the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

□第7号・・・・・ 租税条約の規定が<u>遡及</u>して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合

Subpara.7··· For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

□第7号・・・・・ 租税条約の規定が<u>そ及</u>して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合

	改	正	後		改	正	前	
(285	適格外国仲介業者の承認申請書)			(285 適格外	国仲介業者の承認申請書)			
							提出日・	

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債等の利子の課税の特例)第7 項第4号若しくは第5条の3 (振替社債等の利子の課税の特例) 第4項第5号に規定 する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けよ うとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

Υ	[For official use only]				
	承認:有、無				

国税庁整理欄

国税庁長官 殿

 ${\it To: The \ Commissioner \ National \ Tax \ Agency}$

□ 振替国債の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs) $\,$

□ 振替地方債及び振替社債等の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項;

Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary						代表者名President's Name
	名 Name	称	担当者Name of contact perso	on	部署Section	電話番号Telephone number
在 Pla	又は主たる事務 ce of head or ma	所の所在地 ain office				(所在国) Country
所 Pla esta	又は組織された ce where the Co blished or orga	場所 proration was nized				(所在国) Country
ross Pla	が管理・支配さ ce where the bu naged or control	siness is				(所在国) Country
するものに Applicable l i) to whi	RS。)に関する Income Tax Con ch Japan is a p has an Article	事項 wontion and ath	た国際約束(情報交換規定を有 er international agreements: nformation : and d as resident than Japan.	日本国と The Income Ta between Japan		ther international agreements との間の租税条約その他国際約束
日本国内の 恒久的施設 の状況		名 称 Name 所 在 地 Address	担当者Name of contact person	1	İ	電話番号Telephone number 開業申請書提出年月日() Date of submission of Opening Business Application in Japan
Permanent establish -ment in Japan	□ 無 If "No"	国内の事務所等の名 称 Name of office in Japan 所在地 Address	担当者Name of contact person	1	部署Section	電話番号Telephone number

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けよ

この申請書は、租税特別措置法第5条の2 (振替国債等の利子の課税の特例) 第5 承認:有、無 項第4号若しくは第5条の3 (振替社債等の利子の課税の特例) 第4項第5号に規定

うとする場合に提出します。 この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

国税庁整理欄 For official use only

国税庁長官 殿

To: The Commissioner National Tax Agency

□ 振替国債の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs) $\,$

□ 振替地方債及び振替社債等の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)

由詰をする者に関する事項・

		s of applicant	J 尹·久 ,				
		(フリガナ Japanese syllah	pary				(代表者名President's Name
	名 称 Name			担当者Name of contact perso	on	部署Section	電話番号Telephone number
	在 Pla	古又は主たる事系 ice of head or m	务所の所在地 ain office				(所在国) Country
	所 Pla est	立又は組織された ice where the Co ablished or orga	上場所 orporation was unized				(所在国) Country
Ad	add- ess Place where the business is managed or controlled						(所在国) Country
適用を受ける租税条約その他日本国が締結し するものに限る。)に関する事項 Applicable Income Tax Convention and ot i) to which Japan is a partner; and ii) which has an Article of Exchange of iii) under which the Applicant is regarde corporation of a contracting state othe			日本国と The Income Ta between Japan		other international agreements との間の租税条約その他国際約束		
	日本国内(6 巨久的施言		名 称 Name	担当者Name of contact person	n	部署Section	電話番号Telephone number開業申請書提出年月日(·)
F)状況 Permanent		Address				Date of submission of Opening Business Application in Japan
-	stablish ment n Japan	□ 無 If "No"	国内の事務所等の名 称 Name of office in Japan 所在地	担当者Name of contact person	n	部署Section	電話番号Telephone number
1			Address				

改正後	改正前
285 適格外国仲介業者の承認申請書)	(285 適格外国仲介業者の承認申請書)
特定国外営業所等 名 称 Name	特定国外営業所等
Specified Foreign Branches (SFBs) 所 在 地 Address (所在国) Country	Branches (SFBs) 所在地 Address Country
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してくださ A 称 Name (所在国)	右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。
Address If you have more than five SFBs, you may write in Name Name	If you have more than five SFBs, you may write in Name
may write in separate sheet and attach it with this application Name 所在地 Address (所在国) Country	separate sheet and attach it with this application Fig. 2
□: 別紙添付有り separate sheet attached 所在地 Address	□: 別紙添付有り separate sheet attached 所在地 Address (所在国) Country
2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項; Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc that established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.	2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項; Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution,etc that established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.
名 称 Name	名 称 Name
所 在 地 特定振替機関等の国 内にある営業所等 名 称	特定振替機関等の国内にある営業所等 所 在 地 Address 名 称
Name Branch or office 所在地 located in Japan of Address	Name Branch or office 所在地 located in Japan of specified book entry Address
specified book entry transfer institution,etc 名 称 Name 所 在 地 Address	transfer institution,etc 名 称 Name 所在地 Address
3 代理人に関する事項; Details of the Agent	3 代理人に関する事項; Details of the Agent
代理人の資格	代理人の資格 Capacity of Agent in Japan Full name Full name Full name Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ 住所 (居所・所在地)	納税管理人 ※ 住所 (居所・所在地)
 ※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。 ※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes. 	※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事 項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の 所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。 ※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc, under the provisions of the General Law for National Taxes.
4 その他参考となるべき事項; Other relevant matters	4 その他参考となるべき事項; Other relevant matters
 5 響約; 私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。 ① 申請書は、「1 適用を受ける租税条約の締約国又は締約者の法人であること ② 申請書の記載事項に変更 (異動) があった場合は、日本銀行又は(株)証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること ③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること ④ 非課税適用申告書の提出があった場合は、租税特別措置法第5条の2第13項 (第5条の3第5項において理用する場合を含む。) に規定するところにより確認を行うこと ⑤ 事課税適用申告書の提出があった場合を含む。) に規定するところにより確認を行うこと 	 を紹う: 取は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。 申請者は、「1 適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束に関する事項に記載した租税条約の締約国又は締約者の法人であること 申請書の記載申項に変更 (展動) があった場合は、日本銀行又は (株) 証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に選帯なくこれを提出すること 非課税適用申告書の提出があった場合は、租税特別措置法第5条の2第11項 (第5条の3第5項において準用する場合を含む。) に規定するところにより確認を行うこと 本専議院通用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第11項 (第5条の3) は (第5
(3) 租税特別措置法第 5 条の 2 第16項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を 行うこと又は第17項、第21項、第23項若しくは第24項に規定する通知を 行うこととは第17項、第18項、第21項、第23項若しくは第24項に規定する通知を 行うことと	<u>(iê 加)</u> (iê 加)
日 付 Date	日 行 Date 申請者の署名、
申請者の署名, Signature of the applicant (authorized official thereof)	Signature of the applicant (authorized official thereof)
又はその代理人の署名 or its authorized Agent	又はその代理人の署名 or its authorized Agent

改 正 後	正 前
285 適格外国仲介業者の承認申請書)	(285 適格外国仲介業者の承認申請書)
「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項 INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY	「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項 INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY
#講書の提出について 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2(接替国債等の利子の課税の特例)第5 項第4号者しくは同法第5条の3(接替社債等の利子の課税の特例)第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。 2 この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、接替地方債及び接替社債等にあっては日本銀行を経由して国税庁長官に提出してください。 3 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。 5 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない □ : 国税庁長官による公表を希望しない □ : 国税庁長官による公表を希望しない □ : 国税庁長官による公表を希望しない 日 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。 Completion of the FORM 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 5 of Article 5・2 or subparagraph 4 of Article 5・2 or subparagraph 5 of Article 5・2 or subparagraph 5 of Article 5・2 or subparagraph 4 of Article 5・2 or subparagraph 5 of Article 5・2 or subparagraph 5 of Article 5・2 or subparagraph 4 of Article 5・2 or s	# 注意 事項 Phismorg Submission of the FORM 1 この申請書は、租税特別指置法第5条の2(接替国債等の利子の課税の特例)第4項第5号に 規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合、保担します。 2 この申請書は、扱管国僚にあっては日本銀行を経由して、振替地方値及び振替社債 等にあっては(株)証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。 2 活体外国仲介業者の承認をを所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の 1 大きなおます。
□ 振替国債の場合(In the case of JGBs) • 日本銀行の証明; Certification of the Bank of Japan 証 明 書 Certificate UGB 由語表が同様に無効な知識の人同思数な知義でもプラルを発展しませた I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB	□ 振替国債の場合(In the case of JGBs) • 日本銀行の証明; Certification of the Bank of Japan 証 明 書 Certificate ###################################
当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。 Book-entry System.	当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。 Book-entry System.
Date Signature of authorized official, the Bank of Japan	Date Signature of authorized official, the Bank of Japan
□ 振替地方債及び振替社債等の場合(In the case of JLGBs and JCBs) • (株) 証券保管振替機構の証明; Certification of JASDEC	□ 振替地方債及び振替社債等の場合(In the case of JLGBs and JCBs) · (株)証券保管振替機構の証明; Certification of JASDEC
証 明 書 Certificate	証 明 書 Certificate
当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。 I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book entry Transfer System I am managing.	当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。 I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book entry Transfer System I am managing.
Date Signature of authorized official, JASDEC	Date Signature of authorized official, JASDEC